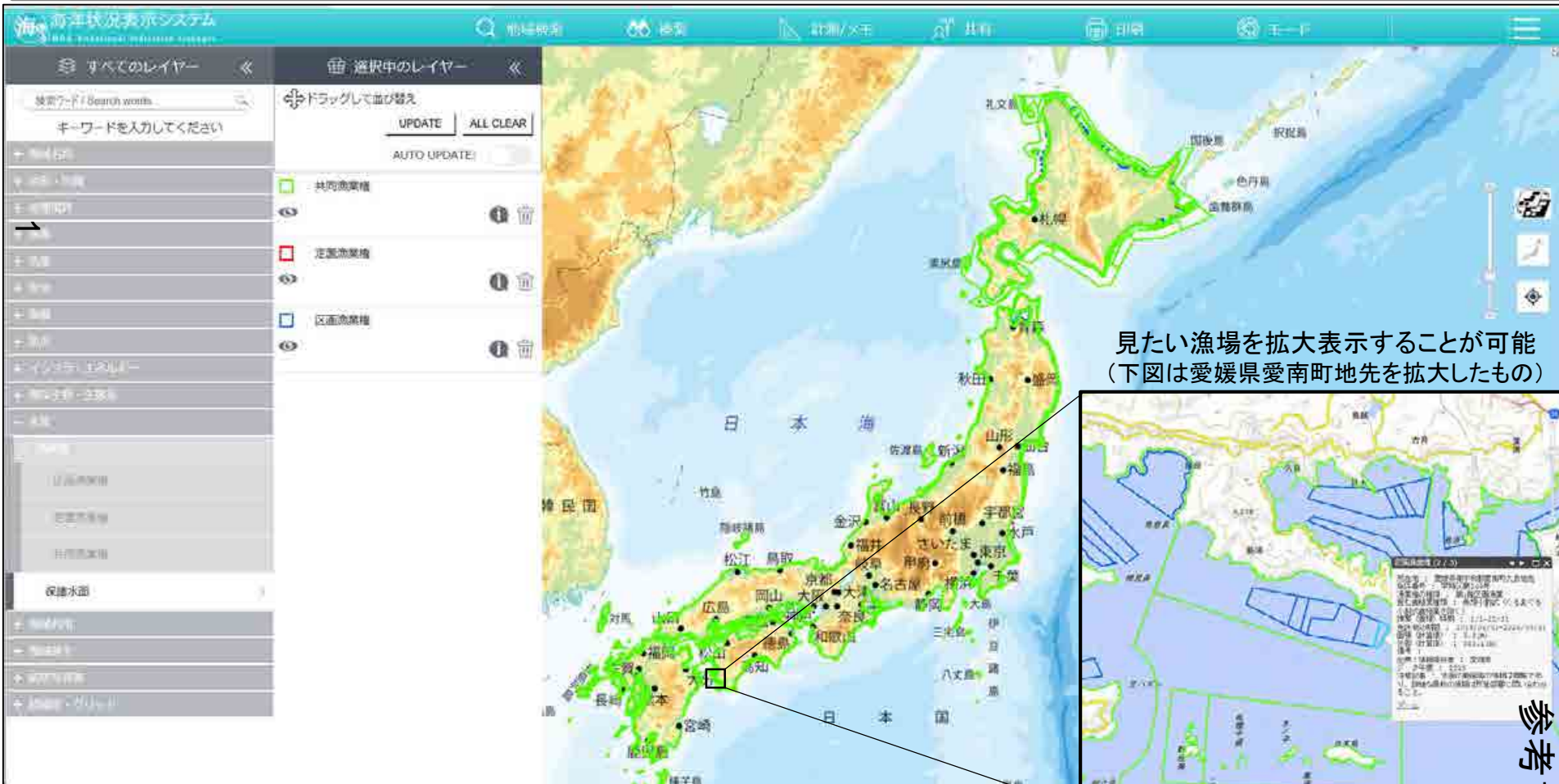


規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ参考資料一覧

参考1 「海洋状況表示システム(海しる)」について	1
参考2-1 漁業協同組合の経営状況に関する実態調査	2
参考2-2 (参考)損益計算書集計【漁協組合員数階層別】	23
参考3 漁協の組合員資格審査の実施状況について	30
参考4 規制改革実施計画に基づく監督指針の改正(案)の ポイント及び新旧対照表	35
参考5 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ	76
参考6 「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシート	77

「海洋状況表示システム（海しる）」について

- 「海しる」とは、海上安全、自然災害対策、海洋環境保全、海洋産業振興といった様々な分野での利活用を目的として、内閣府の総合調整のもと、関係省庁及び政府関係機関が保有する様々な海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせて表示できるよう構築した情報サービスのこと。
- 漁業権に関する情報も集約されており、地図上に表示させることが可能。（下図イメージのとおり）



漁業協同組合の経営状況に関する実態調査

令和2年10月

水産庁

1 漁協の経営状況に関する実態調査

・漁協の全ての収入内容と全ての支出内訳、役職員数等についての調査を実施。

調査内容

調査対象： 全国の沿海地区漁協(942^(注)漁協)

調査方法： 平成29年度の各漁協の業務報告書から役職員数、損益計算書の各勘定等を集計

調査項目： 組合員数、役職員数、損益計算書の事業収入・支出、事業外収入・支出、販売事業取扱高等

(注)平成29年度末時点の全955漁協のうち、業務報告書の作成義務のない非出資漁協及び業務報告書を提出できなかった13漁協を除く。

2 漁協の組合員

- ・組合員数100人以上500人未満の漁協が全漁協数の約5割を占め、最多。
- ・組合員数50人未満の漁協(以下「小規模漁協」という。)は140漁協(全漁協数の15%)で、組合員数は約5千人(全組合員数の2%)。

図1. 組合員数別の漁協数

(単位:漁協)

4

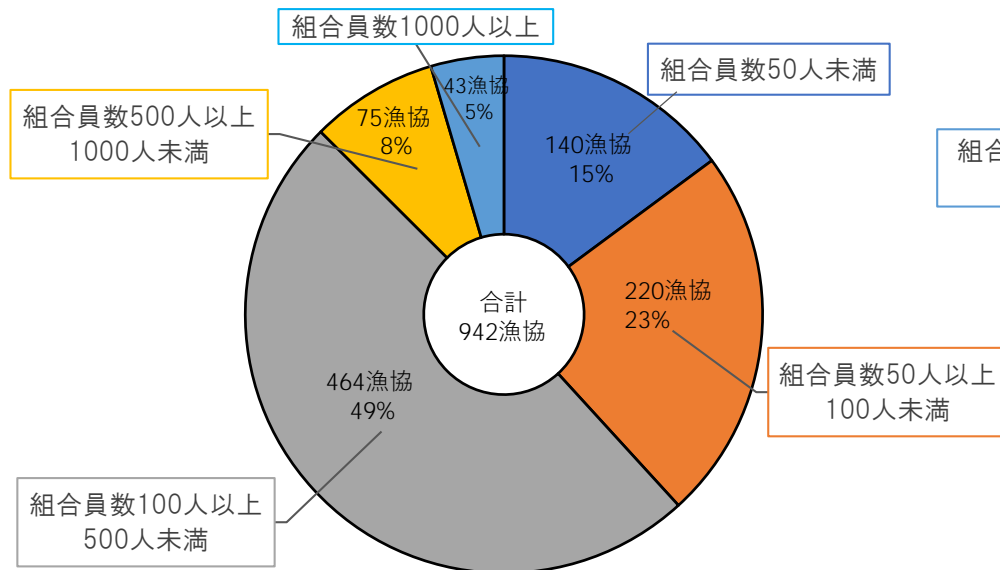
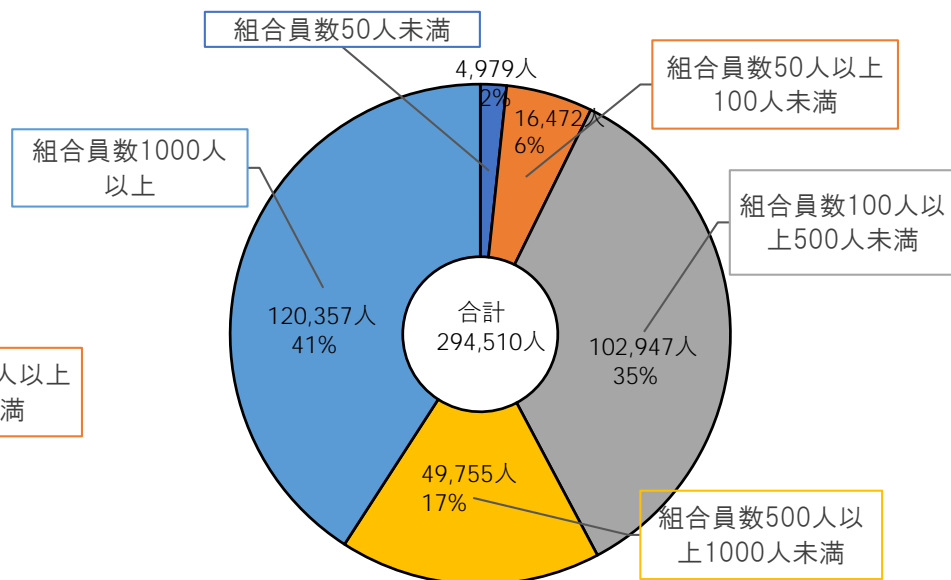


図2. 組合員の分布

(単位:人)



3 役職員数

- ・常勤役員を設置している漁協は全体の36%。
- ・小規模漁協は職員が少なく、複数の事業を兼務している等、事業実施体制が脆弱。

表1. 常勤役員を設置している漁協数

	漁協数	うち常勤役員設置漁協	設置割合
組合員数50人未満	140	14	10%
組合員数50人以上100人未満	220	51	23%
組合員数100人以上500人未満	464	197	42%
組合員数500人以上1000人未満	75	44	59%
組合員数1000人以上	43	31	72%
全体	942	337	36%

表2. 漁協の職員数

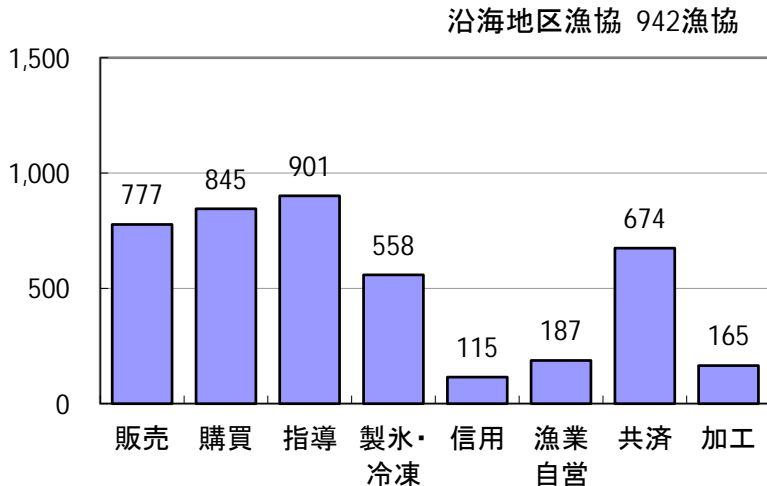
単位:人

	1漁協当たり職員数	うち販売事業	うち購買事業	うち指導事業	組合員100人当たり職員数
組合員数50人未満	2.1	0.3	0.2	0.2	5.8
組合員数50人以上100人未満	4.5	1	0.5	0.3	6.0
組合員数100人以上500人未満	10.9	2.6	1.1	0.9	4.9
組合員数500人以上1000人未満	25.5	6.1	3.2	2.2	3.8
組合員数1000人以上	74.9	20.4	10	2.3	2.7
全体	12.2	3	1.4	1	3.9

4 漁協の事業

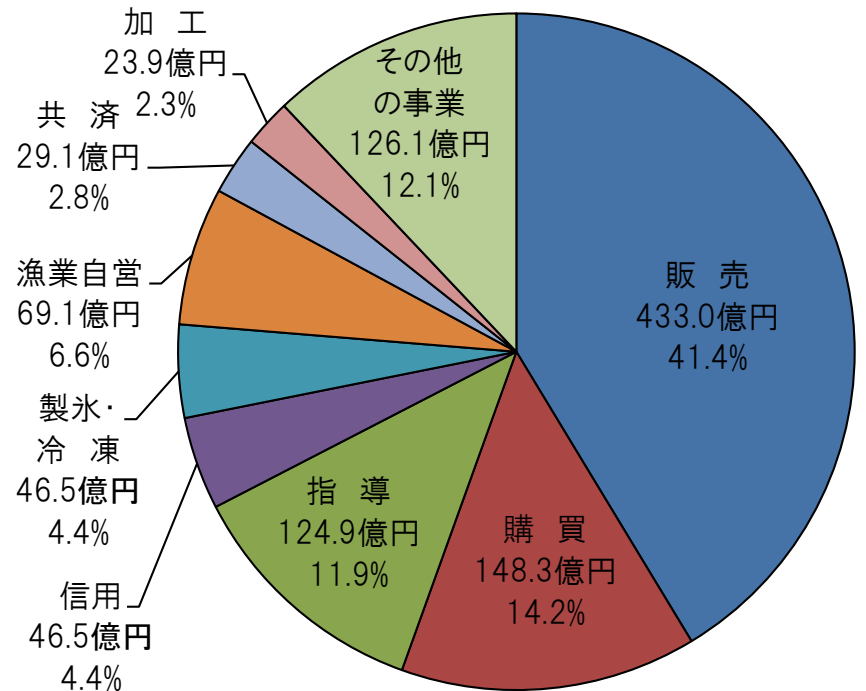
- ・漁協の事業は販売事業、購買事業、指導事業が中心。
- ・信用事業は信用漁業協同組合連合会(信漁連)への譲渡が行われたため、実施漁協は少ない。

図1. 事業別の実施漁協数



- 販売事業:** 組合員の漁獲物等の販売
購買事業: 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
指導事業: 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
製氷・冷凍事業: 漁船への氷の供給、冷凍施設の運営等
信用事業: 事業・生活に必要な資金の貸付、貯金の受入
漁業自営: 漁協による漁業の経営
共済事業: 漁協共済の引受
加工事業: 組合員の漁獲物等の加工

図2. 事業総利益(全漁協合計)に占める各事業の割合



5 漁協の損益状況 ①

・漁協全体の事業別損益は、販売事業と漁業自営は黒字、製氷・冷凍、信用、共済事業は赤字。

図1. 漁協の事業別損益(全漁協合計)

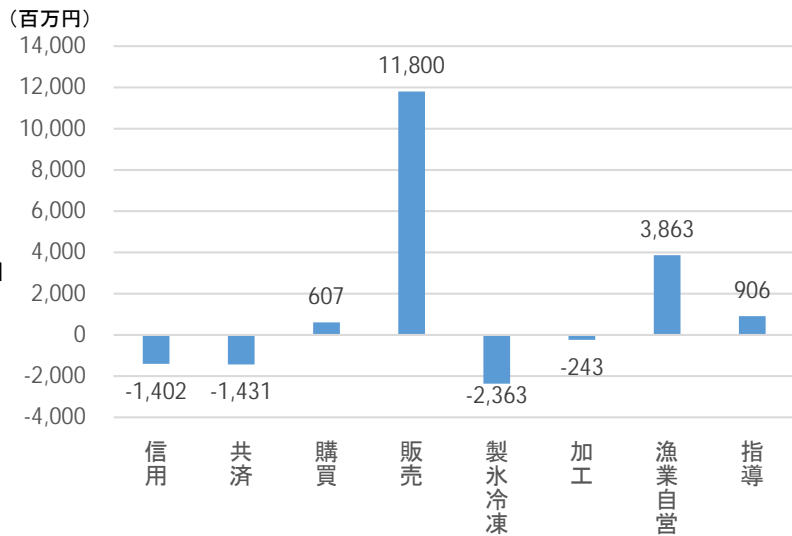
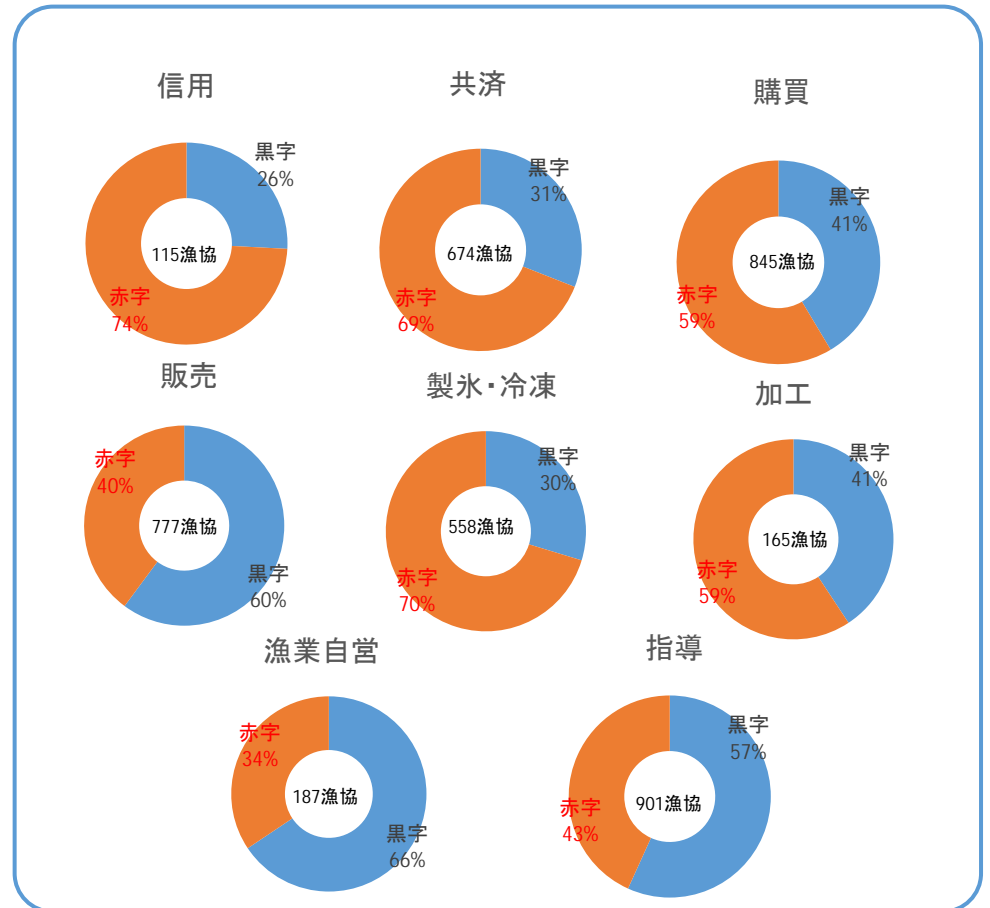


図2. 事業別の赤字漁協と黒字漁協の割合



6 漁協の損益状況 ②

- ・事業損益(事業総利益－事業管理費)段階では全体の66%の漁協が赤字。小規模漁協ほど赤字の割合が高い。
- ・経常損益(事業損益＋事業外損益)段階では全体の81%の漁協が黒字。
- ・1漁協平均で見ると、事業利益、経常利益ともに黒字。

表1. 漁協の損益状況(漁協数、割合)

区 分	漁協数	事業損益				経常損益			
		黒 字		赤 字		黒 字		赤 字	
組合員数50人未満	140	33	23.6%	107	76.4%	110	78.6%	30	21.4%
組合員数50人以上100人未満	220	59	26.8%	161	73.2%	176	80.0%	44	20.0%
組合員数100人以上500人未満	464	175	37.7%	289	62.3%	376	81.0%	88	19.0%
組合員数500人以上1000人未満	75	34	45.3%	41	54.7%	63	84.0%	12	16.0%
組合員数1000人以上	43	21	48.8%	22	51.2%	34	79.1%	9	20.9%
全 体	942	322	34.2%	620	65.8%	759	80.6%	183	19.4%

表2. 漁協の損益状況(1漁協平均)

単位: 千円

事業収益	事業直接費	事業総利益	事業管理費	事業利益	事業外収益	事業外費用	経常利益
(a)	(b)	(c)=(a)-(b)	(d)	(e)=(c)-(d)	(f)	(g)	(h)=(e)+(f)-(g)
568,634	457,948	110,686	109,457	1,229	54,497	37,099	18,627

7 販売事業

- ・水揚げされた漁獲物は主に産地市場においてセリ等により販売され、買受人により消費地市場に出荷される。
- ・漁協は自ら開設する産地市場や荷さばき所において、セリ等の実施、買受人からの代金回収等を行うことにより、多種多様な漁獲物の集荷・分荷、価格形成、決済、生産に関する情報発信の機能を担っている。
- ・販売担当職員1人当たりの取扱高は376百万円。販売手数料率は平均4%。

図1 受託販売品の品目別内訳

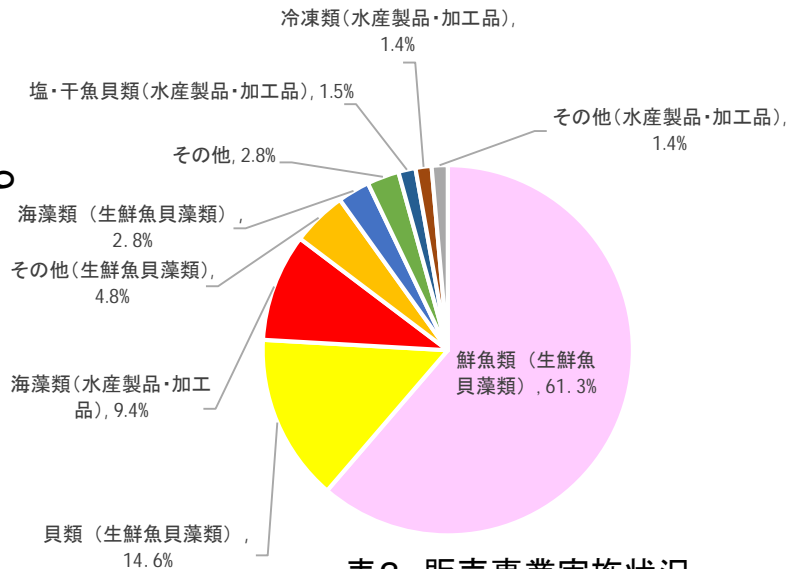


表1. 販売事業損益(1漁協平均)

単位: 千円

販売事業収益	170,737
販売事業直接費	114,963
販売事業総利益	55,774

表2. 販売事業実施状況

単位: 千円

区分	販売実施組合数 (a)	販売担当職員数 (b)	販売事業取扱高 (c)	販売担当職員 1人当たり取扱高 (c/b)	販売手数料 (d)	手数料率% (d/c*100)
全体	777	2,799	1,051,586,898	375,700.9	44,949,916	4.3%

8 購買事業

- ・購買事業は組合員の事業・生活に必要な物資を供給するものであり、事業用物資（石油類と資材類）が供給高の約9割を占めている。
- ・漁協は、共同発注による価格低減や、漁業者の意見を反映させた商品開発、改良等の取組を行うほか、代金回収・決済の機能を担っている。
- ・購買担当職員1人当たりの供給高は123百万円。

図1 購買事業取扱高の内訳

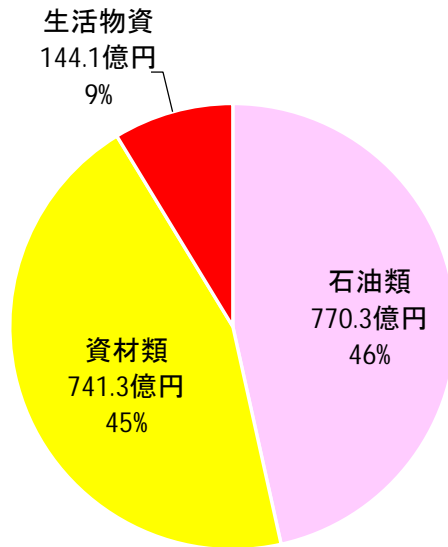


表1. 購買事業損益(1漁協平均)

単位:千円

購買事業収益	203,360
購買事業直接費	185,805
購買事業総利益	17,555

表2. 事業実施状況

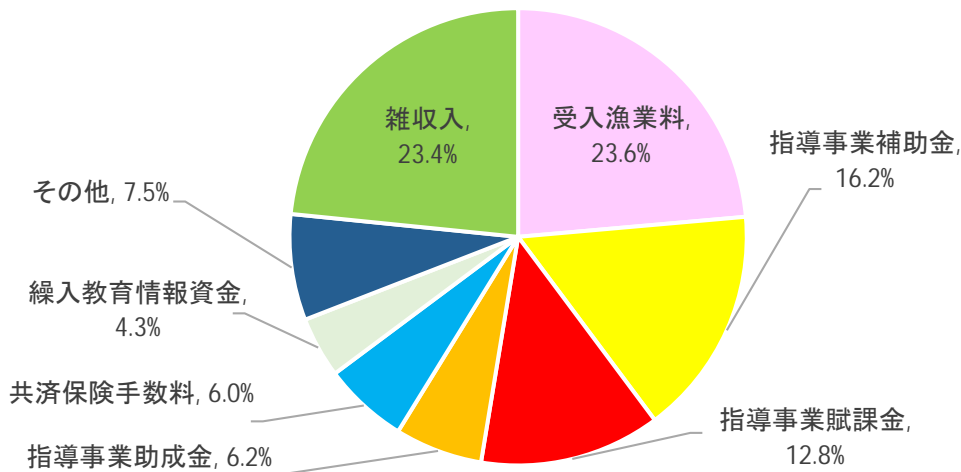
単位:千円

区分	購買実施組合数 (a)	購買担当職員数 (b)	購買事業取扱高 (c)	購買担当職員 1人当たり取扱高 (c/b)
全体	847	1,346	165,574,441	123,012

9 指導事業 ①

- ・指導事業は組合員の経営・技術の向上に関する指導を行うもの。
- ・漁場管理や水産動植物の繁殖保護等の事業についても、会計上は指導事業の勘定で経理。
- ・指導事業収入は、漁業権行使権者からの受入漁業料、地方公共団体からの補助金、組合員からの賦課金を中心。

図1. 指導事業収入の内訳(割合)



指導事業収入の勘定科目

科目	説明
受入漁業料	漁業権行使に伴う漁業料、入漁料等の受入額
指導事業補助金	国・地方公共団体から受け入れた指導事業に係る補助金
指導事業賦課金	指導事業に係る賦課金
指導事業助成金	国・地方公共団体以外から受け入れた指導事業に係る助成金
共済保険手数料	漁業共済組合、漁船保険組合等から受け入れた事務手数料等
繰入教育情報資金	剰余金処分により積み立てた教育情報資金の指導事業収入への繰入額
指導事業雑収入	指導事業収入のうち他の科目に属さないもの

表1. 指導事業収入の内訳(1漁協平均)

単位:千円

区分	指導事業収入計	受入漁業料	指導事業補助金	指導事業賦課金	指導事業助成金	共済保険手数料	繰入教育情報資金	その他	雑収入
全 体	28,674	6,774	4,631	3,663	1,773	1,717	1,231	2,150	6,735

10 指導事業 ②

・組合員1人当たりの指導事業賦課金・受入漁業料は小規模漁協ほど高くなる傾向。

○指導事業賦課金

・水産業協同組合法第22条第1項に基づき、組合員に経費を賦課するために徴収。用途は指導事業に限定されるものでなく管理費等の経費に充当しても差し支えない。経費の賦課及び徴収方法は総会決議事項とされている。

○受入漁業料

・漁業法に基づき、組合員漁業権行使者から徴収する漁業権行使料及び入漁権者(他の漁協)が支払う入漁料。具体的には、漁業権に関する監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等に要する経費として徴収。

表1. 指導事業賦課金の徴収状況

単位:千円

	1組合当たり指導 事業賦課金	組合員1人当たり 指導事業賦課金
組合員数50人未満	2,221	60
組合員数50人以上100人未満	2,470	33
組合員数100人以上500人未満	9,015	42
組合員数500人以上1000人未満	12,115	18
組合員数1000人以上	18,472	6
全 体	6,889	23

表2. 受入漁業料の徴収状況

単位:千円

	1組合当たり受入 漁業料	組合員1人当たり 受入漁業料
組合員数50人未満	3,111	82
組合員数50人以上100人未満	3,738	49
組合員数100人以上500人未満	6,893	30
組合員数500人以上1000人未満	14,315	21
組合員数1000人以上	54,464	18
全 体	9,169	25

11 指導事業 ③

- ・指導事業支出は、種苗放流等を行う繁殖保護費、漁場の管理を行う漁場管理費が中心。
- ・営漁指導費の割合が8.8%と小さいが、これは、営漁指導の中心を占める人件費が事業管理費（共通経費）に計上されているため。

指導事業支出の勘定科目

科 目	説 明
繁殖保護費	水産動植物の繁殖保護、漁場利用の事業に要する費用
漁場管理費	漁場割り、漁場の監視等漁業の管理に要する費用
営漁指導費	漁業技術、漁業経営の改善指導等に要する費用
教育情報費	組合員に対する知識の向上のための教育、情報提供に関する費用
資源管理費	水産資源の管理に関する事業に要する経費
共済保険費	漁業共済、漁船保険等の普及推進等にかかる費用のうち組合の負担となるもの
生活改善費	漁村生活の指導改善等に要する費用
遭難救助費	遭難の防止、救助の事業に要する費用
指導事業雑支出	指導事業支出のうち、他の科目に属さないもの

図1. 指導事業支出の内訳(割合)

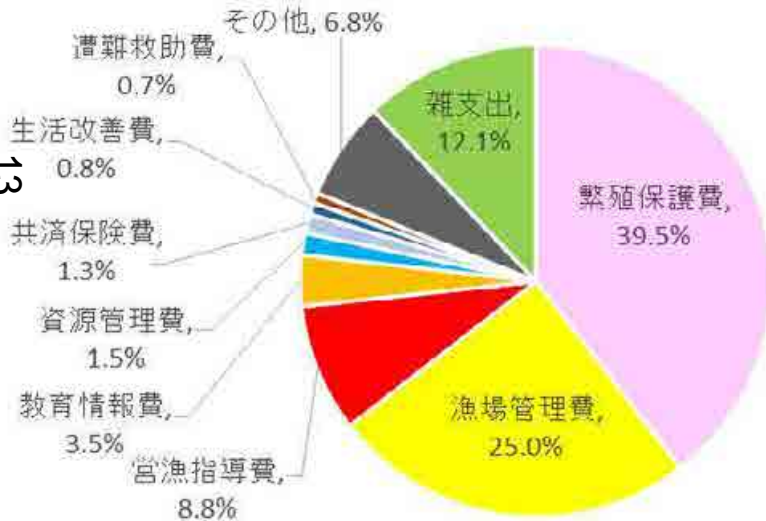


表1. 指導事業支出の内訳(1漁協平均)

単位:千円

区分	指導事業支出計	繁殖保護費	漁場管理費	営漁指導費	教育情報費	資源管理費	共済保険費	生活改善費	遭難救助費	その他	雑支出
全 体	15,396	6,082	3,850	1,357	538	227	193	131	100	1,053	1,864

12 指導事業 ④

・指導事業収支の「その他」は、漁協が任意に設定した科目を取りまとめる際に「その他」として集計したものの。

・これらの中には、漁場管理費や繁殖保護費等の基準勘定科目に該当するものや、協力金など事業外損益に計上すべきものが含まれている。

「その他」として集計した主な科目

指導事業収入	指導事業支出
<p>○適切な名称を付しているもの</p> <ul style="list-style-type: none">・栽培センター収入、信漁連代理手数料	<p>○適切な名称を付しているもの</p> <ul style="list-style-type: none">・技能実習関係費、調査研修費、青年部・婦人部活動費、訴訟費用、祭礼費用
<p>○指導事業の基準勘定科目に分類できるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・共済受入手数料(共済保険手数料に計上することが適当)・漁場調査委託料、繁殖技術開発助成金(指導事業補助金(助成金)に計上することが適当)	<p>○指導事業の基準勘定科目に分類できるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・繁殖負担金、栽培センター費用、磯焼け対策費、放流事業費(繁殖保護費に計上することが適当)・監視船維持費、資源管理費(漁場管理費に計上することが適当)
<p>○指導事業以外の勘定に分類すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none">・自営販売高(販売事業収益に計上することが適当)・協力金(事業外収益の受入協力金)に計上することが適当)・駐車料(事業外収益の賃貸料に計上することが適当)	<p>○指導事業以外の勘定に分類すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none">・船揚場整備費(事業管理費の施設費に計上することが適当)

13 事業管理費

・漁協の事業管理費は、人件費が中心で約6割を占める。

図1. 事業管理費の内訳(割合)

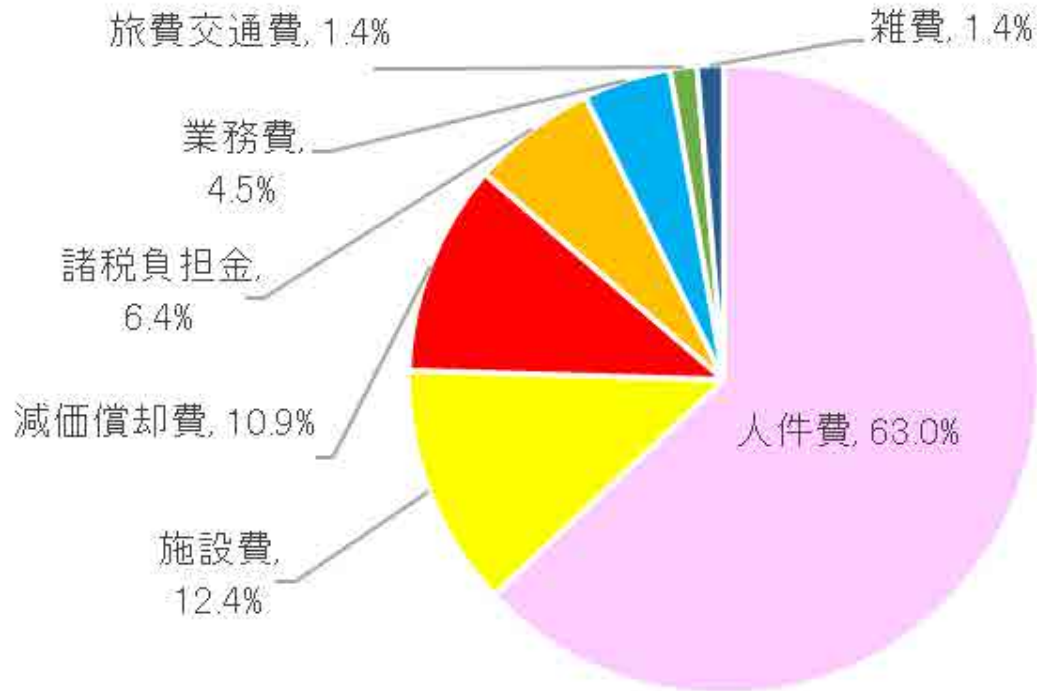


表1. 事業管理費の内訳(1漁協平均)

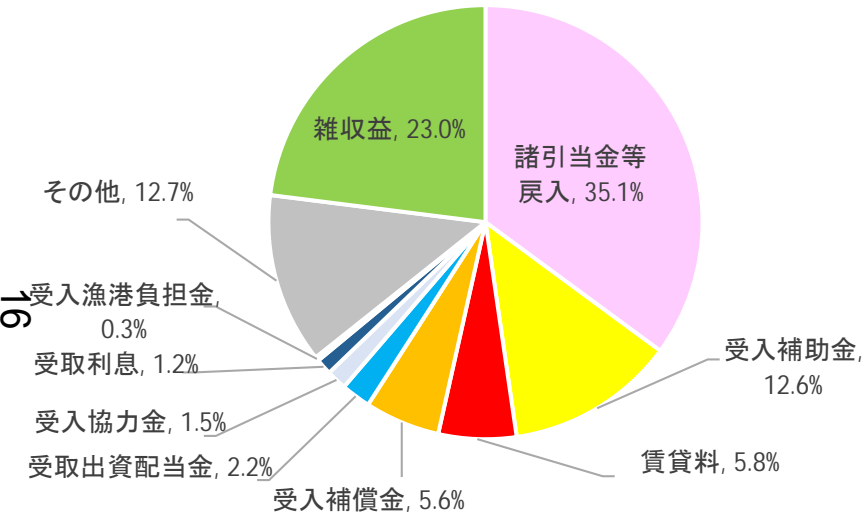
単位: 千円

区分	事業管理費計	人件費	施設費	減価償却費	諸税負担金	業務費	旅費交通費	雑費
全体	109,457	68,977	13,621	11,888	7,031	4,936	1,507	1,497

14 事業外損益 ①

・事業外収益は、諸引当金等戻入、受入補助金、雑収益が中心。

図1. 事業外収益の内訳(割合)



事業外収益の勘定科目

科目	説明
諸引当金等戻入	各事業に係る債権以外の債権に係る一般貸倒引当金等の戻入額
受入補助金	国、地方公共団体から受け入れた補助金で指導事業及び無線事業に係る補助金以外のもの
賃貸料	土地、建物等の賃貸料の受入額
受入補償金	企業等から受け入れた補償金のうち組合に帰属するもの
受取出資配当金	外部出資に対する配当金の受入額
受入協力金	企業等から協力の対価として受け入れた金額
受取利息	預け金利息及びその他の利息の受入額
受入漁港負担金	組合員が負担する漁港整備のための負担金の受入額等
受入寄付金	企業等から受け入れた寄付金
雑収益	事業外収益のうち、他の科目に属さないもの(但し、事業外収益の総額の10%以下の金額に限る)

表1. 事業外収益の内訳(1漁協平均)

単位:千円

	事業外収益計	諸引当金等戻入	受入補助金	賃貸料	受入補償金	受取出資配当金	受入協力金	受取利息	受入漁港負担金	受入寄付金	その他	雑収益
全体	54,497	19,141	6,852	3,174	3,077	1,214	794	656	149	7	6,926	12,508

15 事業外損益 ②

・企業等からの補償金を計上した漁協の数は漁協全体の約7%。

表1. 補償金を計上した漁協

単位:千円

区 分	補償金計上 漁協の数(a)	補償金額 合計(b)	1組合平均 補償金額(b/a)	組合員1人当 たり補償金額
全 体	70	2,898,304	41,404	248

表2. 事業外収益と補償金の割合(1漁協当たり)

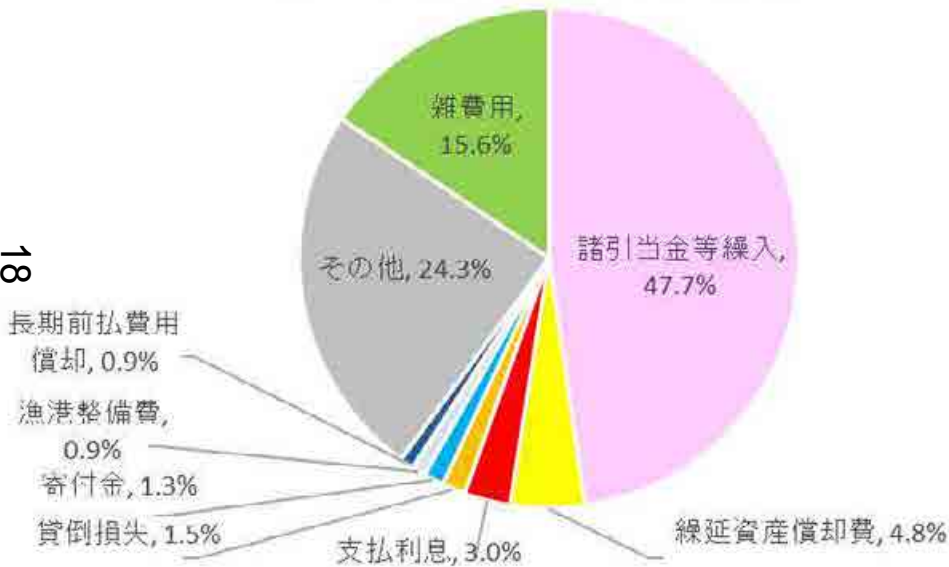
単位:千円

	事業外収益	補償金	補償金/ 事業外収益
補償金を計上した漁協(70漁協)	76,083	41,404	54.4%

16 事業外損益 ③

・事業外費用は諸引当金等繰入が中心。

図1. 事業外費用の内訳(割合)



事業外費用の勘定科目

科目	説明
諸引当金等繰入	各事業に係る債権以外の債権に係る一般貸倒引当金等繰入額
線延資産償却費	線延資産の償却額
支払利息	借入金等に係る利息の支払額
貸倒損失	各事業に係る債権以外の回収不能債権の償却額
寄付金	寄付金の支払額
長期前払費用償却	長期前払費用の償却額
漁港整備費	組合が負担する漁港整備のための負担金支払額
雑費用	事業外費用のうち、他の科目に属さないもの(但し、事業外費用の総額の10%以下の金額に限る)

表1. 事業外費用の内訳(1漁協平均)

単位:千円

	事業外費用計	諸引当金等繰入	線延資産償却費	支払利息	貸倒損失	寄付金	長期前払費用償却	漁港整備費	その他	雑費用
全体	37,099	17,707	1,789	1,129	535	478	343	313	9,029	5,777

17 事業外損益 ④

- ・事業外損益の「その他」は漁協が任意に設定した科目を、水産庁が取りまとめる際に「その他」として集計したものであり、その中には、事業損益に計上すべきものもある。
- ・なお、事業外収益の「雑収益」は他の科目に属さないもので、事業外収益の総額の10%以下の場合に使用する科目であるが、事業外収益の過半を占める漁協が全体の40%となっている。

表1. 事業外収益・費用の「その他」として計上した主な科目

事業外収益	事業外費用
<p>○適切な名称を付しているもの 受取配当金、受入還付金、土地賃料、駐車場利用料、受入共済金、住宅管理収益</p>	<p>○適切な名称を付しているもの 弁護士、税理士費用、漁港整備費、住宅管理費用</p>
<p>○事業収益に分類すべきもの 水共社事務費受入、信漁連代理店手数料、施設管理受託料、事務受託料、イベント収入、出向者受入給料、漁村センター収入、漁場利用料、共同漁業権管理収益、遊漁船賦課金、鮭鱒増殖負担金、利子補給金</p>	<p>○事業費用に分類すべきもの 棚卸差損、退職給付金、役員退任慰労金、修繕費、信漁連代理店経費、外国人技能研修費、イベント費用、漁村センター費用、警戒船費用、ホタテ貝処理施設負担金</p>
<p>○補償金・協力金等 花火補償、海面利用料、工事協力金、同意料、迷惑料、ロケット謝金、受入遊漁料、沿岸協力金、水面使用迷惑料</p>	

表2. 事業外収益の中で雑収益が占める割合

	組合数	割合
0%以上10%未満	202	21.6%
10%以上50%未満	360	38.5%
50%以上100%以下	373	39.9%
合計	935	100.0%

※10%以下の科目が複数ある場合には、雑収益の割合が10%を超える場合がある。

18 課題と対応方向

【課題】

水産政策の改革において、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが期待されている。漁協の事業・経営基盤の強化を図ることは、漁業者の所得向上だけでなく、新たな資源管理・漁業権制度に円滑に対応していく上でも重要。

◎漁協の事業実施体制

- ・常勤役員を設置している漁協は全体の36%。
- ・小規模漁協は職員が少なく、複数の事業を兼務している等、事業実施体制が脆弱。
- ・小規模漁協ほど組合員1人当たりの指導事業賦課金・受入漁業料は高くなる傾向。

◎事業損益

- ・事業損益は全体の66%の漁協が赤字となっており、小規模漁協ほど赤字の割合が高い。
- ・漁業所得の向上に向けて、地域の実情に応じた創意工夫ある取組（小売業者との直接取引、産地市場の統合、ブランド化等）を積極的に展開し、販売事業の強化を図ることが重要。

◎会計処理

- ・事業外収益は諸引当金等戻入、雑収益、補助金を中心。
- ・「雑収益」は他の科目に属さないもので、事業外収益の総額の10%以下の場合に使用する科目であるが、事業外収益の過半を占める漁協が全体の40%となっている。

【対応方向】

- ① 安定した事業運営を実現するためには合併による事業基盤の強化が必要。特に小規模漁協の合併を強力に推進。
- ② 組合員の所得向上に向けた販売事業の強化を推進。
- ③ 金銭徴収の適正化を図るため、適正な会計処理を推進。

19 推進方策とKPIの設定

・漁協システムの自主的な取組を促しつつ、行政(水産庁、都道府県)による監督・指導を通じて、各漁協において対応方向に即した取組を推進。

1 事業基盤のKPI(基準年:平成30年度)

- 漁協が役割・機能を十全に発揮できるよう小規模漁協を含めた広域での合併を推進し、令和7年度末までに150漁協の合併参加を実現する。

実現方策

- ・ 漁協経営盤強化対策支援事業による漁協合併の推進
- ・ 漁協監督指針に基づく指導

2 経済事業のKPI(基準年:平成30年度)

- 21 ➤ 漁業所得の向上に寄与するため、令和7年度末までに販売事業の生産性(販売担当職員1人当たりの取扱高)を15%を目標に向上させる。

実現方策

- ・ 販売の専門能力を有する理事の選任
- ・ 漁協経営基盤強化対策支援事業による経営コンサルタント等を派遣
- ・ 小売業者との直接取引、産地市場統合、ブランド化の取組等を推進

3 海面利用に係る会計処理のKPI

- 海面利用に係る組合員以外からの金銭徴収について透明性を高めるため、令和7年度末までに「新たな会計ルール」(P20参照)に即した会計処理を徹底する。

実現方策

- ・ 海面利用制度等に関するガイドライン及び漁協監督指針を踏まえた監督・検査等

(参考) 新たな会計ルール

新たな会計ルール(漁協監督指針に明記)

1 組合員以外の海面利用者から金銭を徴収する場合は、

- ①書面によること
- ②内容・用途や算定根拠について合理性・透明性を確保すること
- ③徴収する趣旨に合致する適切な名目を整理すること

2 1のうち、漁場管理等(繁殖保護、資源管理を含む)にかかるものは指導事業の「漁場管理等受入金」に計上する(但し、収支に係る証憑を保存し、徴収目的に適った支出を説明する態勢の整備が必要)。

3 2に該当しないものは、事業外収益に計上するが、「雑収益」の科目を使用するのではなく、受入趣旨に合致する適切な科目に計上する。

新たな会計ルールを踏まえた勘定科目の整理

現在:

事業外収益のうち、他の科目に属さないもの(事業外収益の総額の10%以下の金額に限る。)を処理する。



今後:

事業外収益のうち、他の科目に属さないもの(事業外収益の総額の10%以下の金額に限る。)を処理する。

ただし、海面利用に係る収益は、上記にかかわらず、受入趣旨に合致する適切な名称を付した科目を設けて処理する。

(参考) 損益計算書集計【漁協組合員数階層別】

令和2年10月

水 産 庁

沿海地区出資漁協の経営状況(損益計算書ベース) 【1組合平均】
 【調査漁協全体】

組合数	組合員数		常勤役員数	
	(正・准) (人)	役員	職員	計
942	3126	0.4	12.2	12.6

(単位:千円)

区 分	損 益	取 益	費 用	事業実施漁協数
信用事業	40,445	62,376	21,931	115
共済事業	4,320	4,668	349	674
購買事業	17,555	203,360	185,805	845
販売事業	55,774	170,737	114,963	777
製氷冷凍事業	8,130	109,489	101,359	558
加工事業	14,508	282,005	267,497	165
保管事業	3,584	12,601	9,017	31
利用事業	6,256	13,814	7,558	751
漁業自営事業	37,868	147,324	109,456	187
漁場利用事業	7,901	23,017	15,117	98
指導事業	13,883	29,978	16,095	901
無線事業	550	2,082	1,532	211
その他の事業	26,754	191,467	164,713	236
事業管理費 (人件費)	109,457			
(旅費交通費)	68,977			
業務費	1,507			
諸税負担金	4,936			
施設費	7,031			
減価償却費	13,621			
雑費	11,888			
	1,496			
事業利益(又は事業損失)	1,229			
事業外収益(又は事業外損失)	17,398	54,497	37,099	
		(受取利息)	656	1,129
		(受取出資配当)	1,214	478
		(受入補助金)	6,852	535
		(受入漁港負担金)	149	313
		(賃貸料)	3,174	343
		(諸引当金等戻入)	19,141	1,789
		(助成金)	1,418	4,386
		(補償金)	3,077	8
		(協力金)	794	17,707
		(寄付金)	7	10,411
		(手数料)	389	
		(受託料)	110	
		(奨励金、報奨金)	0	
		(保険金)	81	
		(諸税、還付金)	131	
		(その他・雑収益)	17,305	
経常利益(又は経常損失)	18,627			
特別利益(又は特別損失)	6	19,075	19,069	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	18,633			
法人税、住民税及び事業税	4,040			
法人税等調整額	12			
当期剰余金(又は当期損失金)	14,580			
繰越剰余金(又は繰越損失金)	-11,420			
積立金取崩額	-457			
当期未処分剰余金(又は当期未処分損失金)	3,617			

(参考) 販売事業の実態

(単位:千円)			
受託販売		買取販売	
取 扱 高	受入手数料	手数料率	取 扱 高
1,456,492	62,258	4.3%	226,038

(注1:一組合当たりの平均は、事業損益は該当する組合数で除したもので、組合員数、常勤役員数及び事業損益以外の科目は抽出組合数で除したものである。)
 (注2:黄色着色箇所は、各区分毎に上位3位までの金額を示す(その他、その他・雑収入、その他・雑費用を除く。))

沿海地区出資漁協の経営状況(損益計算書ベース) 【1組合平均】
 【組合員(正・準)49人以下の漁協】

組合数	組合員数 (正・準) (人)		常勤役員数 (人)	
	役員	職員	職員	計
140	356	0.1	2.1	2.2

(単位:千円)

区 分	損 益	収 益	費 用	事業実施漁協数
信用事業	180	328	148	4
共済事業	677	723	47	42
購買事業	2,254	23,213	20,959	92
販売事業	6,557	22,252	15,695	88
製氷冷凍事業	3,493	41,951	38,458	49
加工事業	4,383	16,264	11,881	9
保管事業	-276	516	792	3
利用事業	3,003	10,722	7,719	84
漁業自営事業	4,850	27,328	22,478	7
漁場利用事業	6,238	30,520	24,282	9
指導事業	4,031	8,791	4,760	115
無線事業	-49	211	260	9
その他の事業	3,178	18,189	15,011	35
事業管理費 (人件費)	18,000			
(旅費交通費)	9,348			
業務費	408			
諸税負担金	1,764			
施設費	1,474			
減価償却費	2,694			
雑費	1,648			
雑費	665			
事業利益(又は事業損失)	-3,697			
事業外収益(又は事業外損失)	6,944	13,814	6,870	
		(受取利息)	65	89
		(受取投資配当)	198	18
		(受入補助金)	1,356	12
		(受入漁港負担金)	45	19
		(賃貸料)	673	31
		(諸引当金等戻入)	513	3
		(助成金)	143	974
		(補償金)	5,242	0
		(協力金)	331	304
		(寄付金)	9	5,420
		(手数料)	36	
		(受託料)	2	
		(奨励金、報奨金)	0	
		(保険金)	78	
		(諸税、還付金)	0	
		(その他・雑収益)	5,123	
経常利益(又は経常損失)	3,247			
特別利益(又は特別損失)	222	3,178	2,956	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	3,468			
法人税、住民税及び事業税	738			
法人税等調整額	31			
当期剰余金(又は当期損失金)	2,699			
繰越剰余金(又は繰越損失金)	-547			
積立金取崩額	-73			
当期未処分剰余金(又は当期未処分損失金)	2,226			

(参考) 販売事業の実態

(単位:千円)			
受託販売		買取販売	
取扱高	受入手数料	手数料率	取扱高
162,183	8,370	5.2%	25,260

(注1:一組合当たりの平均は、事業損益は該当する組合数で除したもので、組合員数、常勤役員数及び事業損益以外の科目は抽出組合数で除したものである。)

(注2:黄色着色箇所は、各区分毎に上位3位までの金額を示す(その他、その他・雑収入、その他・雑費用を除く。)

沿海地区出資漁協の経営状況(損益計算書ベース) 【1組合平均】
 【組合員(正・準)50人以上99人以下の漁協】

組合数	組合員数	常勤役員数 (人)	
	(正・準) (人)	役員	職員
220	749	0.2	4.5
			計
			4.7

(単位:千円)

区 分	損 益	収 益	費 用	事業実施漁協数
信用事業	9,810	16,232	6,421	14
共済事業	1,319	1,413	94	146
販売事業	4,386	59,550	55,164	195
製氷冷凍事業	18,307	35,309	17,002	171
加工事業	4,950	29,679	24,730	116
保管事業	7,735	108,762	101,027	23
利用事業	1,242	1,242	0	2
漁業自営事業	2,235	3,881	1,645	179
漁場利用事業	28,751	99,974	71,223	30
指導事業	4,947	11,135	6,189	22
	6,207	12,064	5,856	213
無線事業	500	809	309	38
その他の事業	18,990	239,488	220,498	44
事業管理費 (人件費)	43,383			
(旅費交通費)	24,963			
業務費	782			
諸税負担金	2,285			
施設費	3,370			
減価償却費	6,395			
雑費	4,705			
雑費	883			
事業利益(又は事業損失)	-4,207			
事業外収益(又は事業外損失)	12,056	23,920	11,864	
		(受取利息)	175	381
		(受取出資配当)	482	118
		(受入補助金)	2,165	77
		(受入漁港負担金)	34	88
		(賃貸料)	1,648	11
		(諸引当金等戻入)	4,984	143
		(助成金)	1,100	1,270
		(補償金)	1,349	33
		(協力金)	453	5,456
		(寄付金)	0	4,288
		(手数料)	507	
		(受託料)	106	
		(奨励金、報奨金)	0	
		(保険金)	5	
		(諸税、還付金)	5	
		(その他・雑収益)	10,906	
経常利益(又は経常損失)	7,849			
特別利益(又は特別損失)	-127	2,895	3,022	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	7,721			
法人税、住民税及び事業税	1,860			
法人税等調整額	107			
当期剰余金(又は当期損失)	5,755			
繰越剰余金(又は繰越損失)	-1,855			
積立金取崩額	11			
当期未処分剰余金(又は当期未処分損失)	3,889			

(参考) 販売事業の実態

(単位:千円)			
受託販売		買取販売	
取 扱 高	受入手数料	手数料率	取 扱 高
586,878	22,924	3.9%	203,423

(注1:一組合当たりの平均は、事業損益は該当する組合数で除したもので、組合員数、常勤役員数及び事業損益以外の科目は抽出組合数で除したものである。)
 (注2:黄色着色箇所は、各区分毎に上位3位までの金額を示す(その他、その他の雑収入、その他・雑費用を除く。))

沿海地区出資漁協の経営状況(損益計算書ベース) 【1組合平均】
 【組合員(正・準)100人以上499人以下の漁協】

組合数	組合員数		計
	(正・準) (人)	役員	
464	2219	05	109
			114

(単位:千円)

区 分	損 益	収 益	費 用	事業実施漁協数
信用事業	30,096	52,273	22,178	80
共済事業	3,474	3,745	271	374
販売事業	11,283	160,217	148,934	442
製氷冷凍事業	53,990	143,131	89,141	405
加工事業	6,680	128,877	122,197	300
保管事業	16,099	233,224	217,125	94
利用事業	1,447	3,009	1,563	19
漁業自営事業	5,169	11,774	6,605	383
漁場利用事業	46,863	167,281	120,419	94
指導事業	5,136	17,275	12,140	40
	11,961	28,675	16,714	457
無線事業	761	2,487	1,127	125
その他の事業	29,999	207,626	177,628	117
事業管理費 (人件費)	103,827			
(旅費交通費)	64,695			
業務費	1,599			
諸税負担金	4,730			
施設費	7,080			
減価償却費	12,686			
雑費	11,387			
	1,650			
事業利益(又は事業損失)	3,427			
事業外収益(又は事業外損失)	17,291	59,802	42,510	
		(受取利息)	705	927
		(受取出資配当)	1,058	667
		(受入補助金)	6,826	732
		(受入漁港負担金)	110	406
		(賃貸料)	2,586	520
		(諸引当金等戻入)	21,559	3,271
		(助成金)	1,082	3,715
		(補償金)	3,710	1
		(協力金)	595	20,693
		(寄付金)	11	11,578
		(手数料)	463	
		(受託料)	129	
		(奨励金、報奨金)	0	
		(保険金)	44	
		(諸税、還付金)	218	
		(その他・雑収益)	20,706	
経常利益(又は経常損失)	20,718			
特別利益(又は特別損失)	-307	25,207	25,514	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	20,410			
法人税、住民税及び事業税	4,560			
法人税等調整額	147			
当期剰余金(又は当期損失)	15,703			
繰越剰余金(又は繰越損失)	-16,721			
積立金取崩額	-647			
当期未処分剰余金(又は当期未処分損失)	-371			

(参考) 販売事業の実態

(単位:千円)			
受託販売		買取販売	
取扱高	受入手数料	手数料率	取扱高
1,486,657	60,724	4.1%	138,669

(注1:一組合当たりの平均は、事業損益は該当する組合数で除したもので、組合員数、常勤役員数及び事業損益以外の科目は抽出組合数で除したものである。)

(注2:黄色着色箇所は、各区分毎に上位3位までの金額を示す(その他、その他・雑収入、その他・雑費用を除く。)

沿海地区出資漁協の経営状況(損益計算書ベース) 【1組合平均】
 【組合員(正・準)500人以上999人以下の漁協】

組合数	組合員数		計
	(正・準) (人)	役員	
75	6634	0.7	25.5
			26.2

区分	損益	収益		費用	事業実施漁協数
		収入	支出		
信用事業	39,871	69,446	29,574	806	9
共済事業	7,771	8,302	531	10,636	72
販買事業	46,818	458,577	411,759	8,372	75
製氷冷凍事業	95,912	399,350	303,438	919	72
加工事業	17,633	131,356	113,723	4,136	58
保管事業	17,717	858,686	840,969	1,605	21
利用事業	1,392	2,997	1,605	1,4331	4
漁業自営事業	10,798	25,130	14,331	115,956	64
漁場利用事業	17,857	133,812	31,775	30,603	33
指導事業	14,458	46,233	31,775	806	8
	21,839	52,442	30,603	806	75
		(指導事業課課金)	5,169		
		(繰入教育情報資金)	1,711		
		(受入漁業料)	12,979		
		(指導事業補助金)	8,841		
		(指導事業助成金)	1,937		
		(共済保険手数料)	4,488		
		(雑収入・その他)	17,318		
無線事業	-155	1,740	1,895	5,047	23
その他の事業	26,258	151,700	125,442	5,047	24
事業管理費	218,822				
(人件費)	138,684				
(旅費交通費)	2,623				
業務費	7,958				
諸税負担金	16,405				
施設費	26,472				
減価償却費	24,717				
雑費	1,962				
事業利益(又は事業損失)	-205				
事業外収益(又は事業外損失)	30,872	136,287	105,415		
		(受取利息)	1,295		
		(受取出資配当)	1,823		
		(受入補助金)	17,064		
		(受入漁港負担金)	335		
		(賃貸料)	9,451		
		(諸引当金等戻入)	73,712		
		(助成金)	3,201		
		(補償金)	1,947		
		(協力金)	2,965		
		(寄付金)	0		
		(手数料)	82		
		(受託料)	0		
		(奨励金、報奨金)	0		
		(保険金)	360		
		(諸税、還付金)	226		
		(その他・雑収益)	23,826		
経常利益(又は経常損失)	30,667				
特別利益(又は特別損失)	6,056	23,209	17,153		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	36,724				
法人税、准民税及び事業税	8,111				
法人税等調整額	1,258				
当期剰余金(又は当期損失金)	27,355				
繰越剰余金(又は繰越損失金)	-34,187				
積立金取崩額	0				
当期未処分剰余金(又は当期未処分損失金)	-6,832				

(参考) 販売事業の実態

(単位:千円)			
受託販売		買取販売	
取扱高	受入手数料	手数料率	取扱高
2,175,709	93,276	4.3%	285,509

(注1:一組合当たりの平均は、事業損益は該当する組合数で除いたもので、組合員数、常勤役員数及び事業損益以外の科目は抽出組合数で除いたものである。)

(注2:黄色着色箇所は、各区分毎に上位3位までの金額を示す(その他、その他・雑収入、その他・雑費用を除く。)

沿海地区出資漁協の経営状況(損益計算書ベース) 【1組合平均】
 【組合員(正・準)1,000人以上の漁協】

組合数	組合員数		計
	(正・準) (人)	役員	
43	2,799.0	1.4	74.9
			76.3

(単位:千円)

区 分	損 益	収 益	費 用	事業実施漁協数
信用事業	218,334	267,234	48,900	8
共済事業	20,786	22,777	1,992	40
販売事業	128,605	1,289,812	1,161,207	41
製氷冷凍事業	264,813	925,496	660,683	41
加工事業	21,847	266,139	244,292	35
保管事業	16,167	218,191	202,024	18
利用事業	25,468	105,810	80,342	3
漁業自営事業	33,531	64,909	31,377	41
漁場利用事業	51,760	183,430	131,670	23
指導事業	25,091	41,107	16,017	9
	88,266	155,911	67,644	41
		(指導事業課資金)		
		(繰入教育情報資金)	10,386	
		(受入漁業料)	8,774	
		(指導事業補助金)	50,479	
		(指導事業補助金)	33,877	
		(共済保険手数料)	5,937	
		(雑収入・その他)	9,139	
			37,318	
無線事業	369	3,480	3,111	16
その他の事業	76,697	379,938	303,242	16
事業管理費	615,285			
(人件費)	412,936			
(旅費交通費)	5,856			
業務費	25,784			
諸税負担金	26,971			
施設費	73,855			
減価償却費	65,009			
雑費	4,874			
事業利益(又は事業損失)	23,862		87,072	
事業外収益(又は事業外損失)	56,417	143,489		
		(受取利息)	3,413	
		(受取出資配当)	8,881	
		(受入補助金)	31,179	
		(受入漁港負担金)	1,177	
		(賃貸料)	14,513	
		(諸引当金等戻入)	30,949	
		(助成金)	7,720	
		(補償金)	0	
		(協力金)	2,404	
		(寄付金)	0	
		(手数料)	663	
		(受託料)	475	
		(奨励金、報奨金)	0	
		(保険金)	389	
		(諸税、還付金)	87	
		(その他・雑収益)	41,639	
経常利益(又は経常損失)	80,279			
特別利益(又は特別損失)	-7,187	80,235		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	73,092		87,422	
法人税、住民税及び事業税	13,239			
法人税等調整額	-4,165			
当期剰余金(又は当期損失金)	64,018			
繰越剰余金(又は繰越損失金)	1,145			
積立金取崩額	-2,841			
当期未処分剰余金(又は当期未処分損失金)	68,004			

(参考) 販売事業の実態

(単位:千円)			
受託販売		買取販売	
取扱高	受入手数料	手数料率	取扱高
5,252,004	256,695	4.9%	828,333

(注1:一組合当たりの平均は、事業損益は該当する組合数で除したもので、組合員数、常勤役員数及び事業損益以外の科目は抽出組合数で除したものである。)
 (注2:黄色着色箇所は、各区分毎に上位3位までの金額を示す(その他、その他の雑収入、その他・雑費用を除く。))

漁協の組合員資格審査の実施状況について

令和2年10月

水産庁

漁協の組合員資格審査及び今回の実態調査について

1 漁協の組合員資格審査

- 漁業協同組合では、組合員資格審査委員会を設置し、年1回以上資格審査を実施。
- 資格審査においては、住所や漁業を営む日数を客観的資料により確認。

資格審査の内容(定款・資格審査規程)

- 漁協の定款に組合員資格及び組合員の加入・脱退に関する規定を記載することを法律上義務付け。
- 漁協は、定款に基づき、以下により組合員の資格審査を実施。

- ① 資格審査を適正に行うため、**組合員資格審査委員会を設置**
- ② 資格審査委員会は、漁業種類及び地区の代表者に加え、学識経験者や公益代表者で構成
- ③ 現に組合員である者及び組合員になろうとする者の組合員資格を**年1回以上審査**
- ④ **組合員資格審査規程を定め**、資格審査の方法を規定
- ⑤ 住所要件は住所等を証する書面で確認
- ⑥ 漁民の日数要件は、**水揚仕切書、売上傳票、養殖日誌等により確認**
- ⑦ 法人の規模要件は事業報告書等で確認
- ⑧ 業務報告書に審査日及び確認方法を記載

2 今回実施した調査の内容

- 漁業協同組合の組合員資格審査の実施状況を把握するため、監督行政庁である都道府県に対し、常例検査やヒアリング等により確認した事項や指導の状況等を調査。

調査対象：沿海地区漁業協同組合 **935漁協**

調査手法：都道府県に対して調査票を配布し、所管する沿海地区漁協の平成30年度における組合員資格審査の状況等を調査

調査項目：①平成30年度までの常例検査やヒアリング等により資格審査が不適正と認められた漁協の数、その内容と生じた要因
②都道府県の改善指導の状況
③平成30年業務報告書への組合員資格の確認日、確認方法の記載状況

(参考)漁協の正組合員の資格

- ① 組合の**地区内に住所**を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が**90～120日までの間で定款で定める日数を超える漁民**
- ② 組合の**地区内に住所又は事業場**を有する**漁業生産組合**
- ③ 組合の**地区内に住所又は事業場**を有する漁業を営む**中小規模の法人**(従業者が300人以下で、かつ、漁船の合計総トン数が1,500～3,000トン(定款で設定)以下)

※地区内に住所を有さない漁民や日数要件を満たさない漁民等については、定款の定めにより准組合員として漁協に加入できる。

資格審査実態調査の結果①

1 資格審査委員会の設置状況

漁協数	資格審査委員会が設置されていない理由等
・資格審査委員会を設置済み： 910漁協 ・資格審査委員会を未設置： 25漁協	○ 組合員の減少・高齢化の進行により組合機能が低下し、また、職員が少なく組合の運営体制が脆弱であるため。 ○ 資格審査委員を引き受ける外部有識者や組合員が見つからず委員委嘱ができなかったため。 ○ 資格審査委員会の設置や年1回以上の資格審査を実施すべきことについて役職員の認識が不足していたため。

【改善指導等の状況】

- ・水協法第122条第1項に基づき検査指摘事項に対する改善措置について報告徴求を行い、25漁協中**15漁協が改善済み**。
- ・残る漁協も令和2年度中に改善措置の報告徴求又は水協法第123条第4項に基づく常例検査を実施し改善状況の確認、指導を行う予定。
- 組合員の減少・高齢化が進行している漁協については、合併等による運営基盤の強化の取組も併せて指導を行っている。

2 資格審査の実施状況

漁協数	年1回以上の資格審査が実施できなかった理由等
資格審査委員会を設置済みの910漁協のうち ・年1回以上資格審査を実施： 893漁協 ・年1回以上の資格審査が未実施： 17漁協	○ 職員の退職等による事務の停滞、漁協の経営改善対応や合併業務に役職員が追われるなどして実施できなかった。 ○ 各地区の正確な組合員の把握が行われておらず、資格審査委員会の資料が調わず実施できなかった。 ○ 地区組合員資格審査委員会の運営を支所任せにした結果、本所機能が十分に働かず、一部の地区で資格審査が完了しなかった。 ○ 役職員の認識が不足しており、新規加入申込者、資格異動者のみを審査、又は正組合員のみを審査するものとしていた。

【改善指導等の状況】

- ・水協法第122条第1項に基づき検査指摘事項に対する改善措置について報告徴求を行い、17漁協中**13漁協が改善済み**。
- ・残る漁協も水協法第122条第1項に基づく改善措置の報告徴求を行うなど、令和2年度中に改善を図るよう指導している。
- ・組合員の減少・高齢化が進行している漁協については、合併による運営基盤の強化の取組も併せて指導を行っている。

資格審査実態調査の結果②

3 資格審査の実施方法

漁協数	事 例
<p>年1回以上資格審査を実施する893漁協のうち</p> <p>・資格審査を適切に実施：593漁協</p> <p>・審査方法等が一部不適切：300漁協</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の組合員について漁業を営む日数等の確認が水揚仕切書、養殖日誌等により行われていない。 ○ 水揚仕切書等の枚数が足りなく操業日数を満たしていない者や地区内に住所を有していない者を正組合員としていた。 ○ 根拠のない休業日数の加算や不適切な休業事由(妻の病気、親の介護等)を認めていた。 ○ 一部の組合員について自己申告(漁業者自ら作成した漁業日誌など)のみで判定していた。 ○ 一部の漁業従事者の組合員について、雇用証明書、従事証明書等を徴することなく判定していた。 ○ 法人組合員の規模要件について業務報告書等による確認をしていなかった。 ○ 法人組合員の規模要件の審査が行われていなかった。 ○ 資格審査の結果が資格異動者に対して通知されていなかった。 ○ 死亡による法定脱退の手続きが実施されていなかった。 ○ 資格審査委員の選出方法が不適切、資格審査委員会の招集通知発出の遅延、資格審査委員会の議事録の不備など資格審査委員会運営上の不備が見受けられた。
	<p style="text-align: center;">審査方法等が適切でなかった理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員及び資格審査委員の定款、資格審査規程に対する理解や認識が不足していたため。 ○ 職員の減少・高齢化により業務運営体制が脆弱であるため。 ○ 職員の事務負担の増加により資格審査書類等の徴求が徹底できないため。 ○ 本所、支所間の連携や資格審査基準の統一が不十分であったため。

【改善指導等の状況】

- ・法第122条第1項に基づき検査指摘事項に対する改善措置について報告徴求を行い、300漁協中**258漁協が改善済み**。
- ・残る漁協も令和2年度中に改善措置の報告徴求又は水協法第123条第4項に基づく常例検査を実施し改善状況の確認、指導を行う予定。

4 業務報告書への記載状況

役職員の認識不足等により、無記載又は確認日のみの記載等だった漁協が**292漁協**あったことから、次期の業務報告書に適切に記載するよう指導を実施。

調査結果を踏まえた対応方針(案)

今回の調査結果を踏まえ、漁協の役職員を対象とした研修会等の実施により周知徹底を図るとともに、漁協向けの監督指針(水産庁長官通知)及び留意事項通知(課長通知)を改正し、資格審査が適切に行われていない場合には水協法に基づく報告徴求命令や必要措置命令を発出することを明示する。また、今後、都道府県を通じてフォローアップを行い、不適切な事例の解消を図るとともに、小規模漁協の合併等を促す。

漁協等向けの総合的な監督指針・留意事項通知の主な改正内容

①監督指針「Ⅱ-1-2-1 組合員資格の審査」の「Ⅱ-1-2-1-1 意義」に以下を追記

また、平成30年改正法に基づき、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況、漁業生産力を発展させるための計画の策定・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の団体漁業権の管理者としての役割の重要性も増していることから、都道府県は、漁協における組合員の資格審査が適正かつ厳格に実施されるよう、指導監督を行っていく必要がある。

②監督指針「Ⅱ-1-2-1 組合員資格の審査」の「Ⅱ-1-2-1-3 監督手法・対応」に以下を追記

(3)特にⅡ-1-2-1-2(2)の組合員資格審査委員会の未設置、定期的に資格審査を実施していない場合や資格審査の内容が不適切な場合には、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、例えば、資格審査を実施しない理由や資格審査の実施計画等について報告を求める。

(4)(3)により提出された改善方策や実施計画が実行されない場合等、自主的な改善努力による改善が図られない場合は、法第124条第1項に基づく必要措置命令の発出を検討する。

なお、漁協の運営体制が脆弱な漁協については、Ⅲ-2-1-3による組合の合併、事業譲渡等に向けた取組を早急に検討する。

③留意事項通知「2(2)ア 個人漁業者の漁業を営む日数の算定」に以下を追記

さらに、平成30年改正法による改正後の漁業法第90条第1項の規定に基づき、共同漁業権者である漁協は、年1回以上、漁場の活用状況(漁業の種類ごとの組合員行使権者の数、操業日数又は操業期間、漁獲量及び漁獲金額等)を都道府県知事に報告することとされたことから、当該報告に関し、漁業権を行使する組合員から徴求した資料等も活用して確認するよう留意されたい。

規制改革実施計画に基づく監督指針の改正（案）のポイント

事業基盤のKPI

Ⅱ-1 経営管理体制

- ・法定解散リスクの高まっている組合や事業収支段階で恒常的に損失を計上している組合は、合併等を含め、経営再建の方策を検討すること（Ⅱ-1-1-2（1）⑥、P5）

Ⅲ-2-1-1-3 組合の合併（基本的な考え方）

- ・恒常的に事業損失を計上している組合や法定解散リスクの高い小規模組合（概ね正組合員30人未満）は、合併等の取組が急務であり、漁協系統と行政庁が連携して進めていく必要があること（P20）

V 連合会の監督上の評価項目

- ・都道府県連合会は、法定解散リスクの高まっている組合や事業収支段階で恒常的に損失を計上している組合に対し、合併等を検討するよう指導すること（V-2-1-2（3）、P35）

経済事業のKPI

Ⅱ-1-2-4 役員体制

- ・漁業所得の増大に向けた販売事業の強化など事業活動の積極的な展開を図る観点から、改正水協法の規定に則した役員体制とすることが重要であること（P8）
- ・販売担当は販売事業のみならず、販売事業に関連する事業に精通している者や法人の経営に関して能力のある者も含まれ、内部登用も可能であること。販売担当は漁協の事業や経営の方向性を踏まえて相応しい者を理事会において選任し、選任理由等について、組合員等に明らかにする（Ⅱ-1-2-4-2（3）③カa、P9）

海面利用に係る会計処理のKPI

Ⅱ-3-6 海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について

- ・組合員以外からの金銭徴収は、海面利用ガイドラインを踏まえたものであること（Ⅱ-3-6-2（2）①、P16）
- ・組合員以外からの金銭徴収のうち漁場管理等を目的とするものは「漁場管理等受入金」に計上すること。漁場管理等を目的とするもの以外のものは、「雑収益」の科目を使用せず、受入趣旨に合致する適切な科目に計上すること（Ⅱ-3-6-2（2）②及び③、P16）
- ・海面等の利用に係る金銭徴収については、常例検査の対象とするとともに、漁業調整部局等と連携して対応すること（Ⅱ-3-6-3、P17）

独占禁止法

Ⅱ-3-6 海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について

- ・漁業権行使料を徴収する組合員に対し、漁業権の行使と併せて組合の事業の利用を強制するなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為を行わないこと（Ⅱ-3-6-2（1）③、P16）

※購買事業（Ⅱ-3-2-2（5）①、P13）及び販売事業（Ⅱ-3-3-2（5）①、P15）についても同様の改正を実施

組合員の資格審査

Ⅱ-1-2-1 組合員の資格審査

- ・組合員資格審査の実施状況等は毎年行うヒアリング及び常例検査で確認すること（Ⅱ-1-2-1-3、P7）
- ・定期的に資格審査を実施していない場合や内容が不適切な場合には水協法に基づく報告徴求命令や必要措置命令を发出すること（Ⅱ-1-2-1-3（3）及び（4）、P7）

漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知）
新旧対照表

改 正 後	現 行																																								
○ 略語とその定義一覧	○ 略語とその定義一覧																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>平成30年改正法</td> <td>漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>全国連合会</td> <td>法第87条第8項に規定する全国連合会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>共済事業</td> <td>法第11条第1項第12号、第93条第1項第6号、第100条の2第1項第1号の事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	略 語	定 義	(略)	(略)	(略)	(略)	平成30年改正法	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）	(略)	(略)	(略)	(略)	全国連合会	法第87条第8項に規定する全国連合会	(略)	(略)	共済事業	法第11条第1項第12号、第93条第1項第6号、第100条の2第1項第1号の事業	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>施行規程</td> <td>水産業協同組合施行規程（平成20年農林水産省告示第316号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>組合等</td> <td>漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会及び漁業生産組合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>共済事業</td> <td>法第11条第1項第11号、第93条第1項第6号、第100条の2第1項第1号の事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	略 語	定 義	(略)	(略)	施行規程	水産業協同組合施行規程（平成20年農林水産省告示第316号）	(新設)		(略)	(略)	組合等	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会及び漁業生産組合	(新設)		(略)	(略)	共済事業	法第11条第1項第11号、第93条第1項第6号、第100条の2第1項第1号の事業	(略)	(略)
略 語	定 義																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
平成30年改正法	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
全国連合会	法第87条第8項に規定する全国連合会																																								
(略)	(略)																																								
共済事業	法第11条第1項第12号、第93条第1項第6号、第100条の2第1項第1号の事業																																								
(略)	(略)																																								
略 語	定 義																																								
(略)	(略)																																								
施行規程	水産業協同組合施行規程（平成20年農林水産省告示第316号）																																								
(新設)																																									
(略)	(略)																																								
組合等	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会及び漁業生産組合																																								
(新設)																																									
(略)	(略)																																								
共済事業	法第11条第1項第11号、第93条第1項第6号、第100条の2第1項第1号の事業																																								
(略)	(略)																																								
目 次	目 次																																								
I (略)	I (略)																																								
II 組合の監督上の評価項目	II 組合の監督上の評価項目																																								
II-1・2 (略)	II-1・2 (略)																																								
II-3 事業実施体制	II-3 事業実施体制																																								
II-3-1～5 (略)	II-3-1～5 (略)																																								
II-3-6 海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について	(新設)																																								
II-3-6-1 意義																																									
II-3-6-2 主な着眼点																																									
II-3-6-3 監督手法・対応																																									
II-4 (略)	II-4 (略)																																								
III 組合の監督の事務処理上の留意点	III 組合の監督の事務処理上の留意点																																								
III-1 (略)	III-1 (略)																																								
III-2 法令等に係る事務処理上の留意事項	III-2 法令等に係る事務処理上の留意事項																																								

- Ⅲ-2-1 組合の組織
 - Ⅲ-2-1-1～3 (略)
 - Ⅲ-2-1-4 休眠組合への対応
 - Ⅲ-2-1-4-1～3 (略)
 - Ⅲ-2-1-5 役員等
 - Ⅲ-2-1-5-1 女性役員等の登用について
 - Ⅲ-2-1-5-2 競業禁止義務
 - Ⅲ-2-1-5-3 (略)
- Ⅲ-2-2 (略)
- Ⅲ-2-3 財務書類作成に当たっての留意事項
 - Ⅲ-2-3-1 会計処理の原則
 - Ⅲ-2-3-1-1 会計監査人設置組合等の会計処理
 - Ⅲ-2-3-1-2 会計監査人設置組合等以外の組合の会計処理
 - Ⅲ-2-3-1-3 (略)
 - Ⅲ-2-3-2～5 (略)
- Ⅲ-2-4・5 (略)
- Ⅳ (略)
- V 連合会の監督上の評価項目
 - V-1 (略)
 - V-2 事業実施体制
 - V-2-1 組合に対する調査・相談・助言等の事業（指導事業）
 - V-2-1-1・2 (略)
 - V-2-1-3 監督上の手法
 - V-2-2 組合に対する監査事業
 - V-2-2-1 (略)
 - V-2-2-2 監督上の着眼点
 - V-2-2-3 監督上の手法
- Ⅵ 連合会の監督の事務処理上の留意点
 - Ⅵ-1 留意事項
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
- Ⅶ・Ⅷ (略)
- I 基本的考え方
 - I-1 監督指針策定の趣旨 (略)

- Ⅲ-2-1 組合の組織
 - Ⅲ-2-1-1～3 (略)
 - Ⅲ-2-1-4 休眠組合等への対応
 - Ⅲ-2-1-4-1～3 (略)
 - Ⅲ-2-1-5 役員等
 - Ⅲ-2-1-5-1 女性役員の登用について
 - Ⅲ-2-1-5-2 競業事業関係者の役員等への就任
 - Ⅲ-2-1-5-3 (略)
- Ⅲ-2-2 (略)
- Ⅲ-2-3 財務書類作成に当たっての留意事項
 - Ⅲ-2-3-1 会計処理の原則
 - Ⅲ-2-3-1-1 特定組合等の会計処理
 - Ⅲ-2-3-1-2 特定組合等以外の組合の会計処理
 - Ⅲ-2-3-1-3 (略)
 - Ⅲ-2-3-2～5 (略)
- Ⅲ-2-4・5 (略)
- Ⅳ (略)
- V 連合会の監督上の評価項目
 - V-1 (略)
 - V-2 事業実施体制
 - V-2-1 組合に対する指導事業
 - V-2-1-1・2 (略)
 - V-2-1-3 監督手法・対応
 - V-2-2 組合に対する監査事業
 - V-2-2-1 (略)
 - V-2-2-2 主な着眼点
 - V-2-2-3 監督手法・対応
- Ⅵ 連合会の監督の事務処理上の留意点
 - Ⅵ-1 監査規程の認可
 - Ⅵ-1-1 申請書類
 - Ⅵ-1-2 審査の着眼点（審査要領）
 - Ⅵ-1-3 留意事項
 - Ⅵ-2 監査実施計画に対する意見
- Ⅶ・Ⅷ (略)
- I 基本的考え方
 - I-1 監督指針策定の趣旨 (略)

I-2 監督に関する基本的考え方**I-2-1 監督の目的と監督部局の役割**

(1)・(2) (略)

I-2-2 組合等の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、組合等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1)～(5)

(6) 漁協の資源管理、漁業調整等の役割を踏まえた監督の実施

漁協は漁業者の協同組織として、組合員のための経済事業等を行うほか、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき漁業権の管理主体として、漁業権行使規則を制定して組合員の漁場利用ルールを定めるなど、沿岸漁場の資源管理や漁業調整において重要な役割を担っている。

平成30年改正法による漁業法の改正では、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、また、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このように漁協は沿岸漁場の資源管理や漁業調整等を行う公的な役割を担っていることから、漁協の組織体制や業務運営の適正化・透明化を図る必要がある。例えば、漁協における組合員の資格審査を適切かつ厳格に実施すること、また、漁協が組合員以外の者を含む関係者から金銭の徴収を行う場合に、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、その収納及び管理について透明性・公平性が確保されていることが重要である。

漁協の監督に当たっては、以上のことを踏まえ、漁協が漁業権者としての役割・責務を十分に果たしているかどうか、業務運営の適正化・透明化が図られているかどうかについて把握し、必要に応じて改善を促していくことが重要であり、漁業調整部局や水産振興部局など関係部局と緊密に連携して対応する必要がある。

。

II 組合の監督上の評価項目**II-1 経営管理体制****II-1-1 経営目的の妥当性****II-1-1-1 意義**

(1) 組合の事業運営は、本来、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、協同組織の構成員である組合員等の利用者任せられるものである。したがって、組合の取組については、業務の健全かつ適

I-2 監督に関する基本的考え方**I-2-1 監督の目的と監督部局の役割**

(1)・(2) (略)

I-2-2 組合等の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、組合等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1)～(5) (略)

(新設)

II 組合の監督上の評価項目**II-1 経営管理体制****II-1-1 経営目的の妥当性****II-1-1-1 意義**

(1) 組合の事業運営は、本来、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、協同組織の構成員である組合員等の利用者任せられるものである。したがって、組合の取組については、業務の健全かつ適

39

正な運営が確保されている限りにおいて、組合の自主性が尊重されることが重要である。

ただし、組合は法に基づき、漁民及び水産加工業者の協同組織として設立されたものであり、その事業を通じて組合員等に最大の奉仕をするという（法第4条）目的の達成に向けた運営が行われる必要がある。

特に漁協については、平成30年改正法において、その事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨の規定を追加したところ（法第11条の2）であり、漁協の中核的な事業である販売事業の強化を図ることにより漁業者の漁業所得の増大を実現することが重要である。こうした取組を通じて組合員の事業利用をより積極的に推進することは、組合員の高齢化・減少が進行する中、漁協が安定的な事業運営を行っていく上でも重要である。

また、平成30年改正法による漁業法の改正においても、漁協には、漁業権の管理主体として漁場の適切かつ有効な活用、資源管理の状況等の報告、漁業生産力の発展に関する計画の策定が求められることとなったほか、新たに沿岸漁場管理制度が設けられるなど、その役割は従来に増して重要となっている。このため、漁協においてはこれらの規定の趣旨を踏まえた適切な事業運営が行われる必要がある。

そのためには、組合員等に事業方針や事業計画の内容が分かりやすく知らされ、組合の各事業が適切に運営されることが必要である。とりわけ経済事業については、組合員等のニーズに応じてきた結果、多様な事業が行われているが、組合員等に対して組合員等の利用状況や採算性等について適切な情報提供を行い、組合が現に行っている事業の見直しを行う際には、組合員等の意向を把握して実施されることが重要である。

(2) (略)

II-1-1-2 主な着眼点

(1) 事業方針の明確化

① 事業方針は、組合員等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図ることにより、組合員等に直接の奉仕をするという組合の目的に合致したものであるか。

また、漁協及び漁連については、漁業所得の増大に最大限配慮したものであるか。

② 組合の事業方針は、中期計画や事業計画（以下「事業計画等」という。）において、例えば、販路の拡大や販売手法、資材供給の効率化、担い手の確保・育成等の実施内容が具体化されているか。また、その見直しが随時なされているか。

正な運営が確保されている限りにおいて、組合の自主性が尊重されることが重要である。

ただし、組合は法に基づき、漁民及び水産加工業者の協同組織として設立されたものであり、その事業を通じて組合員等に最大の奉仕をするという（法第4条）目的の達成に向けた運営が行われる必要がある。

そのためには、組合員等に事業方針や事業計画の内容が分かりやすく知らされ、組合の各事業が適切に運営されることが必要である。とりわけ経済事業については、組合員等のニーズに応じてきた結果、多様な事業が行われているが、組合員等に対して組合員等の利用状況や採算性等について適切な情報提供を行い、組合が現に行っている事業の見直しを行う際には、組合員等の意向を把握して実施されることが重要である。

(2) (略)

II-1-1-2 主な着眼点

(1) 事業方針の明確化

① 事業方針は、組合員等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図ることにより、組合員等に直接の奉仕をするという組合の目的に合致したものであるか。

② 組合の事業方針は、中期計画や事業計画（以下「事業計画等」という。）において、例えば、販路の拡大や販売手法、資材供給の効率化、担い手の確保・育成等の実施内容が具体化されているか。また、その見直しが随時なされているか。

特に組合員の高齢化・減少が進行する中、将来を見すえた事業方針となっているか。

③・④ (略)

⑤ 例えば、繰越損失を計上した場合や二期連続当期損失を計上した場合においては、自ら取り組むべき事項を整理した上で、速やかに事業計画等を策定しているか。

また、事業計画等の策定に当たっては、現実的な実行可能性に配慮しつつ、各事業の内容及び実施方法を点検して経費の削減を行うとともに、経営悪化に至った原因を踏まえた再発防止策を講じ、必要に応じて執行体制の見直し等を行っているか。

なお、組合員等に増資や手数料の引上げ等の負担を求める場合には、組合自らの徹底した自助努力と組合員への丁寧な説明がなされているか。

⑥ 事業実施状況が低調である等、組合の目的に則した活動が行われていない組合、組合員の減少により法定解散のリスクが高まっている組合や事業収支段階で恒常的に損失を計上している組合は、地域の実態や将来の見通しを十分に踏まえ、他の組合との合併や支所等の統廃合や他の組合への事業譲渡を含め、組合の経営再建の方策について検討しているか。

(2)・(3) (略)

II-1-1-3 監督手法・対応

定期的なヒアリング(例えばIII-1-1(2)①アに規定する総合的なヒアリング)を実施する際に、組合の事業方針等について説明を求め、各組合の取組状況を把握するものとする。

また、ヒアリングを通じて問題点が把握された場合には、早期の改善を促すこととする。

II-1-2 業務及び執行体制

(略)

II-1-2-1 組合員資格の審査

II-1-2-1-1 意義

漁協の組合員たる資格は、法第18条各項に掲げる者とされている。特に、正組合員については、漁協の管理運営に参画する権利(役員選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権)を有することから、その資格の有無を審査することは、漁業者の組織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。

このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的な資格審査を公正かつ適正に行い、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な

③・④ (略)

⑤ 例えば、繰越損失を計上した場合や二期連続当期損失を計上した場合においては、自ら取り組むべき事項を整理した上で、速やかに事業計画等を策定しているか。

また、事業計画等の策定に当たっては、現実的な実行可能性に配慮しつつ、各事業の内容及び実施方法を点検して経費の削減を行うとともに、経営悪化に至った原因を踏まえた再発防止策を講じ、必要に応じて執行体制の見直し等を行っているか。

なお、組合員等に増資や手数料の引上げ等の負担を求める場合であっても組合自らの徹底した自助努力がなされているか。

(新設)

(2)・(3) (略)

II-1-1-3 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリングを必要に応じて実施し、組合の事業方針等について説明を求め、各組合の取組状況を把握するものとする。

また、ヒアリングを通じて問題点が把握された場合には、早期の改善を促すこととする。

II-1-2 業務及び執行体制

(略)

II-1-2-1 組合員資格の審査

II-1-2-1-1 意義

漁協の組合員たる資格は、法第18条各項に掲げる者とされている。特に、正組合員については、漁協の管理運営に参画する権利(役員選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権)を有することから、その資格の有無を審査することは、漁業者の組織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。

このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的な資格審査を公正かつ適正に行い、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な

管理を行うことが求められる。

また、平成30年改正法に基づき、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況、漁業生産力を発展させるための計画の策定・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の団体漁業権の管理者としての役割の重要性も増していることから、都道府県は、漁協における組合員の資格審査が適正かつ厳格に実施されるよう、指導監督を行っていく必要がある。

II-1-2-1-2 主な着眼点

(1) 新規で漁協に加入する者（相続により新たに漁協に加入する者を含む。）については、当該漁協の定款等に従い、加入申込書その他必要な書類が提出され、漁協内の承諾手続が適切になされているか。

また、組合員たる資格を有する者が漁協に加入申込みをした場合において、漁協が法第24条に違反して、例えば申込者が戸籍筆頭者でないこと、申込者と同一世帯に属する者が既に漁協に加入していること、申込者の漁業従事年数が少ないこと等を理由にして加入を拒んでいないか。

(2) 組合員資格について、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、組合員資格審査委員会を設置し、1年に1回以上定期的に審査を行い、資格を満たさない者については資格変更手続等を行っているか。

また、出資口数や漁業以外の兼業の状況などの組合員資格に定めのない要件による資格の判定を行っていないか。

(3)～(5) (略)

(6) 組合員資格審査の結果、組合員の資格変更等により正組合員数が法定組合員数を下回った場合には、法第68条第5項の規定に基づき漁協は解散するとなるが、この場合、漁協の解散に伴う手続は適切に行われているか。この際、当該漁協に係る漁業権の取扱いについては、「水産業協同組合の解散手続きについて」（昭和40年4月19日付け40-28漁政部長）等の各種文書に留意し、所属していた組合員の営む漁業に支障を来さないよう適正に行われているか。

(7)・(8) (略)

(9) 内水面組合（法第18条第2項）は、漁業法第60条第5項第5号に規定する内水面で、水産動植物の採捕、養殖又は増殖する者を主たる構成員（正組合員の過半数）とする組合となっているか。

また、内水面における水産動植物の採捕、養殖又は増殖は、漁業とは異なり、採捕行為であれば足り、例えば、漁協が行う漁業資源調査、外来魚駆除活動等に参加して採捕を行った場合も含まれることとなっている。これらの場合も組合員資格審査において適切に勘案されているか。

管理を行うことが求められる。

II-1-2-1-2 主な着眼点

(1) 新規で漁協に加入する者（相続により新たに組合に加入する者を含む。）については、当該漁協の定款等に従い、加入申込書その他必要な書類が提出され、漁協内の承諾手続が適切になされているか。

また、組合員たる資格を有する者が漁協に加入申込みをした場合において、漁協が法第25条に違反して、例えば申込者が戸籍筆頭者でないこと、申込者と同一世帯に属する者が既に漁協に加入していること、申込者の漁業従事年数が少ないこと等を理由にして加入を拒んでいないか。

(2) 組合員資格について、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的に審査を行い、資格を満たさない者については資格変更手続等を行っているか。

また、出資口数や漁業以外の兼業の状況などの組合員資格に定めのない要件による資格の判定を行っていないか。

(3)～(5) (略)

(6) 組合員資格審査の結果、組合員の資格変更等により正組合員数が法定組合員数を下回った場合には、法第68条第4項の規定に基づき漁協は解散するとなるが、この場合、漁協の解散に伴う手続は適切に行われているか。この際、当該漁協に係る漁業権の取扱いについては、「水産業協同組合の解散手続きについて」（昭和40年4月19日付け40-28漁政部長）等の各種文書に留意し、所属していた組合員の営む漁業に支障を来さないよう適正に行われているか。

(7)・(8) (略)

(9) 内水面組合（法第18条第2項）は、漁業法（昭和24年法律第267号）第84条第1項の規定により農林水産大臣が指定した湖沼以外の内水面で、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員（正組合員の過半数）とする組合となっているか。

また、河川における水産動植物の採捕又は養殖は、漁業とは異なり、採捕行為であれば足り、例えば、漁協が行う漁業資源調査、外来魚駆除活動等に参加して採捕を行った場合も含まれることとなっている。これらの場合も組合員資格審査において適切に勘案されているか。

42

II-1-2-1-3 監督手法・対応

(1) 実態の確認

毎年度提出される業務報告書に加え、毎年度実施するヒアリング（例えば総合的なヒアリング）において、漁協の組合員資格の審査態勢及び審査の実施の状況等を確認する。また、法第123条に基づく検査においても確認する。

業務報告書の提出がない場合又は業務報告書に組合員資格の確認に関する記載がない場合は、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出して確認することとする。

(2) (略)

(3) 特にII-1-2-1-2(2)の組合員資格審査委員会の未設置、定期的に資格審査を実施していない場合や資格審査の内容が不適切な場合には、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、例えば、資格審査を実施しない理由や資格審査の実施計画等について報告を求める。

(4) (3)により提出された改善方策や実施計画が実行されない場合等、自主的な改善努力による改善が図られない場合は、法第124条第1項に基づく必要措置命令の発出を検討する。

なお、漁協の運営体制が脆弱な漁協については、III-2-1-3による組合の合併、事業譲渡等に向けた取組を早急に検討する。

II-1-2-2 員外利用制限の遵守

II-1-2-2-1 (略)

II-1-2-2-2 主な着眼点

(1) 員外利用状況の把握単位として組合の実施している事業ごとに実態に即して区分し、把握されているか。

(注) 員外利用とは、組合員及び他の組合の組合員以外の者の利用をいい、員内利用とは、組合員及び他の組合の組合員の利用をいう。員外利用状況の把握に当たっては、事業年度末において、事業年度間の各事業の員外利用及び員内利用の分量（金額）をそれぞれ累計する。ただし、貯金の受入及び資金の貸付は、平均残高を用いて算出する。また、販売事業及び加工事業の利用分量の算出に当たっては、次の点に留意する。

① 販売事業

ア・イ (略)

ウ 販売事業のうち直売店、直営レストラン、通信販売等の組合員の生産した水産物の販売を主たる目的とする事業については、組合員の生産物とそれ以外のものを併せて販売することが想定されるが、これらについては、それぞれ、員内利用、員外利用として整理する。この場合における員外利用率の算出については、それぞれの販売事業の種類ごとに員内利用分量と員外利用

II-1-2-1-3 監督手法・対応

(1) 実態の確認

毎年度提出される業務報告書に加え、毎年度実施するヒアリング（例えば総合的なヒアリング）又は法第123条に基づく検査の結果によって、漁協の組合員資格の審査状況及び態勢等を確認する。

業務報告書の提出がない場合又は業務報告書に組合員資格の確認に関する記載がない場合は、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出して確認することとする。

(2) (略)

II-1-2-2 員外利用制限の遵守

II-1-2-2-1 (略)

II-1-2-2-2 主な着眼点

(1) 員外利用状況の把握単位として組合の実施している事業ごとに実態に即して区分し、把握されているか。

(注) 員外利用とは、組合員及び他の組合の組合員以外の者の利用をいい、員内利用とは、組合員及び他の組合の組合員の利用をいう。員外利用状況の把握に当たっては、事業年度末において、事業年度間の各事業の員外利用及び員内利用の分量（金額）をそれぞれ累計する。ただし、貯金の受入及び資金の貸付は、平均残高を用いて算出する。また、販売事業及び加工事業の利用分量の算出に当たっては、次の点に留意する。

① 販売事業

ア・イ (略)

ウ 販売事業のうち直売店、直営レストラン等の組合員の生産した水産物の販売を主たる目的とする事業については、組合員の生産物とそれ以外のものを併せて販売することが想定されるが、これらについては、それぞれ、員内利用、員外利用として整理する。この場合における員外利用率の算出については、それぞれの販売事業の種類ごとに員内利用分量と員外利用分量との比

分量との比率を求める。

エ・オ (略)

② (略)

(2)～(6) (略)

II-1-2-2-3 (略)

II-1-2-3 (略)

II-1-2-4 役員体制

II-1-2-4-1 (略)

II-1-2-4-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、経営管理委員会会長（経営管理委員会会長に準ずる職を含む。以下同じ。）・経営管理委員・経営管理委員会（経営管理委員会及び各役職を設置している漁協、漁連及び共水連に限る。以下同じ。）、代表理事・理事・理事会・監事・監事会（監事会を設置している組合に限る。以下同じ。）及びすべての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要となるが、その中でも、経営管理委員会会長・経営管理委員・経営管理委員会、代表理事・理事・理事会及び監事・監事会が果たす責務が重大である。

平成30年改正法では、漁業者の収入に直結する販売事業の強化を図るため、販売事業を行う漁協（定款に「組合員の漁獲物その他の生産物の販売」を記載している漁協をいう。）にあっては、理事のうち1人以上は、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者（以下「販売担当」という。）とすること（法第34条第11項）、また、漁協の理事について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること（同条第12項）が規定されたところであり、漁協が、漁業所得の増大に向けた販売事業の強化など事業活動の積極的な展開を図っていく観点から、これらの規定に則した役員体制とすることが重要である。

(1)・(2) (略)

(3) 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会

①・② (略)

③ その他(①、②共通)

ア～オ (略)

カ 販売事業等に関し実践的な能力を有する理事について

a 販売事業を行う漁協にあっては、理事のうち1人以上は法第34条第11項の規定に適合したものとなっているか。

なお、同項の「水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」については、販売事業のみならず、商品の差別化の観点から加工や運搬等の販売事業に関連する事業に精通している者や販売事業に係る経営リスクの管理を行う観点から法人の経営に関

率を求める。

エ・オ (略)

② (略)

(2)～(6) (略)

II-1-2-2-3 (略)

II-1-2-3 (略)

II-1-2-4 役員体制

II-1-2-4-1 (略)

II-1-2-4-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、経営管理委員会会長（経営管理委員会会長に準ずる職を含む。以下同じ。）・経営管理委員・経営管理委員会（経営管理委員会及び各役職を設置している漁協、漁連及び共水連に限る。以下同じ。）、代表理事・理事・理事会・監事・監事会（監事会を設置している組合に限る。以下同じ。）及びすべての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要となるが、その中でも、経営管理委員会会長・経営管理委員・経営管理委員会、代表理事・理事・理事会及び監事・監事会が果たす責務が重大である。

(新設)

(1)・(2) (略)

(3) 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会

①・② (略)

③ その他(①、②共通)

ア～オ (略)

(新設)

して能力のある者も含まれること、また、販売担当については外部登用を義務付けるものではなく、漁協職員として販売事業を担当している者などの内部登用や、こうした経験を有する理事を販売担当とすることも可能であり、また、常勤・非常勤の別を問うものでもないことに留意されたい。

また、販売担当は、当該漁協の事業や経営の方向性を踏まえて、それに相応しい者を漁協の理事会において選任するものであるが、その理由等について、組合員等に明らかにされているか。

b 販売担当は、組合員の所得向上を図る観点から、例えば漁獲物の品質向上、ブランド化、加工等による付加価値向上の取組や、販路の拡大、自己買参権の取得、産地市場の統合等による価格形成力強化の取組等を、組合員ニーズに基づき、リーダーシップを発揮して実践するとともに、仲買人、流通関係者、消費者等のステークホルダーからの意見や情報を得ているか。

なお、販売担当は専ら販売事業のみを担当したり、販売事業の実務にまで従事・関与することまで一律に求めるものではなく、販売事業以外の事業に従事したり、販売事業の企画、調整を行うことでも支障ないことに留意されたい。

キ 性別、年齢の著しい偏りへの配慮

組合の理事又は経営管理委員の選任プロセスにおいて、若い世代や女性の理事又は経営管理委員への積極的な登用に向けた配慮が行われているか。

なお、取組の一例としては、役員定年制の導入や青年漁業者・女性理事又は経営管理委員枠の設定や青年部・女性部役員の理事会への出席等が考えられる。

(4) (略)

II-1-2-4-3 (略)

II-1-3 法令等遵守態勢の整備

II-1-3-1 (略)

II-1-3-2 主な着眼点

(1)・(2) (略)

(3) 役職員等からの通報等に対する態勢の整備

役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正について通報・相談する仕組みが整備されているか。また、通報・相談への対応体制が構築されているか。

(注) 公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日付け消費者庁)のポイント

(新設)

(4) (略)

II-1-2-4-3 (略)

II-1-3 法令等遵守態勢の整備

II-1-3-1 (略)

II-1-3-2 主な着眼点

(1)・(2) (略)

(3) 役職員等からの通報等に対する態勢の整備

役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正について通報・相談する仕組みが整備されているか。また、通報・相談への対応体制が構築されているか。

(注) 公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン(平成17年7月19日付け内閣府国民生活局)においては、事業者(組合も含まれる。)に

- ・通報者の所属・氏名等が漏洩しないよう、通報に係る秘密保持の徹底を図るための措置を講じること。
- ・内部通報を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱をしてはならないことを内部規程に明記するとともに、違反者に対して懲戒処分等その他適切な措置を講じること。
- ・内部通報制度の意義・重要性を経営トップが自ら発信すること。
- ・内部通報制度の実効性の維持向上を図るために、客観的な評価・点検を定期的実施し、経営幹部の責任の下で、制度を継続的に改善すること。

(4) (略)

II-1-3-3 (略)

II-1-4

II-1-4-1・2 (略)

II-1-4-3 監督手法・対応

(1) 行政庁への届出

組合の不祥事件については、法第126条第12号及び施行規則第224条第1項第21号（信用事業を行う組合については、法第126条第12号及び信用事業命令第51条第1項第18号）に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事が当該届出を受けた場合は、速やかに水産庁長官あて報告（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して報告）するよう求めるものとする。

この場合において、施行規則第224条第3項第8号（信用事業を行う組合については、施行規則第224条第3項第8号及び信用事業命令第51条第2項第5号）に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

①・② (略)

なお、第一報が電話やメール等により口頭、別紙様式1以外の様式でなされた場合には、施行規則第224条第4項（信用事業を行う組合については、信用事業命令第51条第3項）に基づき、当該不祥事件の発生を組合が知った日から1ヶ月以内に文書による届出を行わせる。

また、JAS法や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合には、必要に応じ、報告を求めるものとする。

(2)・(3) (略)

II-1-5 反社会的勢力による被害の防止

II-1-5-1 (略)

II-1-5-2 主な着眼点

対し、次のような仕組みの整備が求められている。

- ・経営幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備するとともに、これを適切に運用すること
- ・通報窓口及び受付の方法を明確に定め、それらを労働者等に対し、十分に周知すること
- ・各事業者の通報処置の仕組みに関する質問等に対応する相談窓口を設置すること
- ・内部規程に通報処理の仕組みについて明記し、特に、公益通報者に対する解雇や不利益取扱いの禁止を明記すること

(4) (略)

II-1-3-3 (略)

II-1-4

II-1-4-1・2 (略)

II-1-4-3 監督手法・対応

(1) 行政庁への届出

組合の不祥事件については、法第126条の2第12号及び施行規則第224条第1項第22号（信用事業を行う組合については、法第126条の2第12号及び信用事業命令第51条第1項第16号）に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事が当該届出を受けた場合は、速やかに水産庁長官あて報告（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して報告）するよう求めるものとする。

この場合において、施行規則第224条第4項第6号（信用事業を行う組合については、施行規則第224条第4項第6号及び信用事業命令第51条第3項第5号）に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

①・② (略)

なお、第一報が電話やメール等により口頭、別紙様式1以外の様式でなされた場合には、施行規則第224条第5項（信用事業を行う組合については、信用事業命令第51条第4項）に基づき、当該不祥事件の発生を組合が知った日から1ヶ月以内に文書による届出を行わせる。

また、JAS法や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合には、必要に応じ、報告を求めるものとする。

(2)・(3) (略)

II-1-5 反社会的勢力による被害の防止

II-1-5-1 (略)

II-1-5-2 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、当該組合単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。更にトラブルとなることが見込まれる場合には監督行政庁等に相談することとしているか。

(2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が整備され、機能しているか。

特に、一元的な管理体制の整備に当たっては、次の点に十分留意しているか。

①・② （略）

③ 反社会的勢力対応部署において、対応マニュアルの整備、継続的な研修活動、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関や監督行政庁との平素からの緊密な連携体制の構築等、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制が整備されているか。特に、平素より警察との組織的な協力関係を構築し、問題発生時には警察に速やかに連絡を行うことができる体制が整備されているか。また、脅迫・暴力行為の危険性が高いなど、緊急を要する場合には、直ちに警察に通報する体制が整備されているか。

④・⑤ （略）

(3)～(5)

(6) 反社会的勢力による不当要求への対処

① （略）

② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に監督行政庁及び警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が定める不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制が整備されているか。

③ （略）

II-1-5-3 （略）

II-1-6・7 （略）

II-2 財務の健全性・透明性 （略）

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、当該組合単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

(2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が整備され、機能しているか。

特に、一元的な管理体制の整備に当たっては、次の点に十分留意しているか。

①・② （略）

③ 反社会的勢力対応部署において、対応マニュアルの整備、継続的な研修活動、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築等、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制が整備されているか。特に、平素より警察との組織的な協力関係を構築し、問題発生時には警察に速やかに連絡を行うことができる体制が整備されているか。また、脅迫・暴力行為の危険性が高いなど、緊急を要する場合には、直ちに警察に通報する体制が整備されているか。

④・⑤ （略）

(3)～(5)

(6) 反社会的勢力による不当要求への対処

① （略）

② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が定める不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制が整備されているか。

③ （略）

II-1-5-3 （略）

II-1-6・7 （略）

II-2 財務の健全性・透明性 （略）

II-3 事業実施体制

水産業を巡る情勢が厳しさを増す中で、組合が法第1条の漁民及び水産加工業者の協同組織の経済的社会的地位の向上などの目的を果たすためには、地域水産業の振興に向けた事業方針を明確化し、適切な進捗管理の下で確実に事業実施を図ることが必要である。

平成30年改正法による漁業法の改正において、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、また、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このように漁協は沿岸漁場の資源管理や漁業調整等を行う公的な役割を担っていることから、漁協の組織体制や業務運営の適正化・透明化を図る必要がある。例えば、漁協における組合員の資格審査を適切かつ厳格に実施すること、また、漁協が組合員以外の者を含む関係者から金銭の徴収を行う場合に、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、その収納及び管理について透明性が確保されていることが重要である。

漁協の監督に当たっては、以上のことを踏まえ、漁協が漁業権者としての役割・責務を十分に果たしているかどうか、業務運営の適正化・透明化が図られているかどうかについて把握し、必要に応じて改善を促していくことが重要であり、漁業調整部局や水産振興部局など関係部局と緊密に連携して対応する必要がある。

また、組合員が多様化する中で、信用・共済事業に比べて事業が多岐にわたり、組合員ごとのニーズが異なる場合が多い経済事業については、組合員に対して適切な情報提供を行いながら、組合員が求める事業を実施することにより組合員から選択され、利用される組合となるよう努めることが重要である。

II-3-1 組合員に対する営漁指導

II-3-1-1 意義

漁協の行う営漁指導は、漁獲物の生産から販売に至るまでの魚種別・漁業形態別等の技術指導、漁業経営の指導、生産者組織の育成指導等を通し、漁業生産活動の活性化や漁協と組合員との結びつきの強化を図る基幹的なものである。

平成30年改正法による法及び漁業法の改正では、漁協に漁業所得の増大への最大限の配慮を求めるとともに、団体漁業権の管理主体として漁場の適切かつ有効な活用や漁業生産力の発展に努めなければならないこととされたところである。

組合員に対する営漁指導は、こうした漁協の役割を踏まえつつ、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであり、例えば以下の点に留意するものとする。

II-3 事業実施体制

水産業を巡る情勢が厳しさを増す中で、組合が法第1条の漁民及び水産加工業者の協同組織の経済的社会的地位の向上などの目的を果たすためには、地域水産業の振興に向けた事業方針を明確化し、適切な進捗管理の下で確実に事業実施を図ることが必要である。

平成30年改正法による漁業法の改正において、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、また、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このように漁協は沿岸漁場の資源管理や漁業調整等を行う公的な役割を担っていることから、漁協の組織体制や業務運営の適正化・透明化を図る必要がある。例えば、漁協における組合員の資格審査を適切かつ厳格に実施すること、また、漁協が組合員以外の者を含む関係者から金銭の徴収を行う場合に、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、その収納及び管理について透明性が確保されていることが重要である。

漁協の監督に当たっては、以上のことを踏まえ、漁協が漁業権者としての役割・責務を十分に果たしているかどうか、業務運営の適正化・透明化が図られているかどうかについて把握し、必要に応じて改善を促していくことが重要であり、漁業調整部局や水産振興部局など関係部局と緊密に連携して対応する必要がある。

また、組合員が多様化する中で、信用・共済事業に比べて事業が多岐にわたり、組合員ごとのニーズが異なる場合が多い経済事業については、組合員に対して適切な情報提供を行いながら、組合員が求める事業を実施することにより組合員から選択され、利用される組合となるよう努めることが重要である。

II-3-1 組合員に対する営漁指導

II-3-1-1 意義

漁協の行う営漁指導は、漁獲物の生産から販売に至るまでの魚種別・漁業形態別等の技術指導、漁業経営の指導、生産者組織の育成指導等を通し、漁業生産活動の活性化や漁協と組合員との結びつきの強化を図る基幹的なものである。

組合員に対する営漁指導は、水産資源の管理及び水産動植物の増殖といった漁協の役割を踏まえつつ、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであり、例えば以下の点に留意するものとする。

II-3-1-2 主な着眼点

(1) 営漁指導の取組方針の明確化

① (略)

② 営漁指導の基本方針は漁業法第74条第2項の規定に基づく漁業生産力の発展に関する計画や組合員の所得向上のための生産物の付加価値向上の取組みに則したものとなっているか。

③ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 営漁指導事業等におけるコスト管理の実施

漁業生産力の発展に関する計画や組合員の所得向上の実現に努めることが求められる中で、営漁指導を充実していくため、部門別経理の徹底と併せ、賦課金の適切な徴収等の財源対策が図られているか。

II-3-1-3 (略)

II-3-2 購買事業

II-3-2-1 (略)

II-3-2-2 主な着眼点

(1)～(4) (略)

(5) 独占禁止法違反の排除

① 例えば、ある漁業用資材の使用に当たって、組合以外で購入した資材の利用を認めないなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

②・③ (略)

(6) (略)

II-3-2-3 (略)

II-3-3 販売事業

II-3-3-1 意義

販売事業は組合員の所得に直結する事業であり、中核的事业でもある中で、組合員等の漁業所得の増大を図るためには、従来の産地市場での競り等による販売だけでなく、様々な工夫を凝らした取組により付加価値向上を実現することが必要である。販売事業の実施に当たっては、生産段階から消費段階までの現状や課題を把握・分析した上で、組合員の所得向上を図る観点から、例えば、販路の拡大やブランド化、産地直売や地元の食堂等での食材提供等の取組や、自己買参権の取得、産地市場の統合等による産地市場での価格形成力強化等の取組を検討・実施することが重要である。

II-3-1-2 主な着眼点

(1) 営漁指導の取組方針の明確化

① (略)

(新設)

② (略)

(2)～(4) (略)

(5) 営漁指導事業等におけるコスト管理の実施

漁協の経営収支が厳しくなっている中で、営漁指導を充実していくため、部門別経理の徹底と併せ、賦課金の適切な徴収等の財源対策が図られているか。

II-3-1-3 (略)

II-3-2 購買事業

II-3-2-1 (略)

II-3-2-2 主な着眼点

(1)～(4) (略)

(5) 独占禁止法違反の排除

① 例えば、ある漁業用資材の使用に当たって、組合以外で購入した資材の利用を認めないなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

②・③ (略)

(6) (略)

II-3-2-3 (略)

II-3-3 販売事業

II-3-3-1 意義

組合がその事業を通じて、組合員等の漁業所得の拡大を図るためには、販売事業を通じた安定的かつ収益性の高い販売ルート確保が重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員等に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

販売事業は、個別の地域の実情や組合員等の状況に応じて展開されていくものであるが、上記の観点から例えば以下の点に留意するものとする。

II-3-3-2 主な着眼点

(1) 販売事業の収益改善

①・② (略)

③ 売買差損、販売代金の回収等のリスク管理を適切に行うとともに、売り先の開拓等販路を確保しているか。また、採算が悪化し、その回復が困難と見込まれる場合には、事業譲渡、撤退も含めた事業の見直し又は合併や他の組合との事業統合が検討されているか。

(2) 販売事業に関する契約等

① (略)

② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。

また、経費の控除は、経費の科目と用途が一致している、各組合員を公平に取り扱うなど、適切な方法により行われているか。

③ (略)

(3) (略)

(4) 産地における価格形成力の強化及びコスト縮減に向けた取組

① 市場業務を行う組合においては、産地市場の集約・統合や自己買参権の取得の取組は産地市場における価格形成力の強化に有効であることを組合の役員職員は認識し、産地市場の集約・統合等市場販売事業のコスト削減の徹底等による一層の効率化、安定的な販路の確保と組合による買参権の取得に併せて、新規の買受人を積極的に参画させること等による市場機能の強化・活性化に努めているか。

(削る。)

② コスト縮減に向け、具体的な縮減目標を設定した取組計画を作成し、進捗状況について点検するとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。また、組合員等に対して、当該計画やその進捗状況について周知しているか。

(5) 独占禁止法違反の排除

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員等に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

販売事業は、個別の地域の実情や組合員等の状況に応じて展開されていくものであるが、上記の観点から例えば以下の点に留意するものとする。

II-3-3-2 主な着眼点

(1) 販売事業の収益改善

①・② (略)

③ 売買差損、販売代金の回収等のリスク管理を適切に行うとともに、売り先の開拓等販路を確保しているか。また、採算が悪化し、その回復が困難と思料される場合には、撤退も含めた事業の見直しが検討されているか。

(2) 販売事業に関する契約等

① (略)

② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。

③ (略)

(3) (略)

(4) コスト縮減に向けた取組強化

① 市場業務を行う漁協は、集荷体制の見直しを行い地区内市場の一元化を図るとともに、広域市場の形成に取り組み、産地市場の集約化・合理化を図っているか。

② 市場業務を行う漁連は、産地市場の統廃合等市場販売事業のコスト削減の徹底等による一層の効率化、組合による買参権の取得に併せて、新規の買受人を積極的に参画させること等による市場機能の強化・活性化に努めているか。

③ コスト縮減に向け、具体的な縮減目標を設定した取組計画を作成し、進捗状況について点検す

るとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。また、組合員等に対して、当該計画やその進捗状況について周知しているか。

(5) 独占禁止法違反の排除

① 例えば、組合員に対して漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限することなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

②・③ (略)

(6)・(7) (略)

II-3-3-3 (略)

II-3-4 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業

II-3-4-1 (略)

II-3-4-2 主な着眼点

(1) (略)

(2) 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業に関する契約等

① (略)

② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。

また、経費の控除は、経費の科目と使途が一致している、各組合員を公平に取り扱うなど、適切な方法により行われているか。

③ (略)

(3)～(5) (略)

II-3-4-3 (略)

II-3-5 (略)

II-3-6 海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について

II-3-6-1 意義

漁協及び漁連（以下「漁協等」という。）は漁業者の協同組織として、組合員のための経済事業等を行うだけでなく、漁業法に基づき団体漁業権の免許を受け、沿岸漁場及び内水面（以下「沿岸漁場等」という。）の資源管理や漁業調整を行うとともに、沿岸漁場等における水産動植物の生育環境の保全、漁場の監視などの漁場管理等のための活動を実施するなど、公的な役割を担っている。

漁協等では漁業権の管理や沿岸漁場等の保全など海面及び内水面の利用にかかる金銭を組合員や組合員以外の者から徴収しており、これらの金銭の徴収に当たっては、合理性・妥当性・公平性・透明性を確保することが重要となっている。

① 例えば、ある生産物の販売について、法第24条第1項に定める専属利用契約を締結している場合に、その契約を基に、専属利用契約を締結していない購買事業についてもその利用を強制するなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

②・③ (略)

(6)・(7) (略)

II-3-3-3 (略)

II-3-4 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業

II-3-4-1 (略)

II-3-4-2 主な着眼点

(1) (略)

(2) 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業に関する契約等

① (略)

② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。

③ (略)

(3)～(5) (略)

II-3-4-3 (略)

II-3-5 (略)

(新設)

II-3-6-2 主な着眼点

(1) 組合員からの金銭徴収

- ① 漁業権行使料は、団体漁業権の免許を受けた漁協等が、漁業権を行使する組合員に対し、漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に必要な経費として徴収することができるものであり、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知。以下「海面利用ガイドライン」という。）第6の1から3までを踏まえた料金徴収が行われているか。
- ② 漁協等では漁場環境維持や漁場監視等の取組を行う場合に発生する一定の経費について、組合員に対して応分の負担を求める場合がある。当該経費の徴収に当たっては海面利用ガイドライン第6の4を踏まえたものとなっているか。
- ③ 漁業権行使料を徴収する組合員に対し、漁業権の行使と併せて組合の事業の利用を強制するなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。

(2) 組合員以外からの金銭徴収

- ① 漁協等は地元の漁業者が組織する団体であり、漁業種類間や他の海面利用との間での調整を行っていることから、組合員以外の海面利用者等から(1)②の取組に必要な費用を協力金等の科目で徴収している実態がある。当該経費の徴収に当たっては海面利用ガイドライン第6の4を踏まえたものとなっているか。
- ② ①により徴収した金銭のうち漁場管理等（繁殖保護及び資源管理を含む。）に係るもの（(3)の①を除く。）は、漁協等の会計上、指導事業の収入として計上することが適当であり、業務報告書附属明細書の指導事業収支の「漁場管理等受入金」に計上されているか。この場合、収支に関する証憑を保存し当該金銭が徴収目的に適った使途に供されていることを説明する態勢が構築されているか留意する。
- ③ ②に該当しない金銭については、事業外収益に計上することとなるが、この場合は「雑収益」の科目を使用するのではなく、受入趣旨に合致する適切な科目に計上されているか。

(3) 沿岸漁場管理（内水面漁協を除く。）

- ① 漁協等が漁業法第109条第1項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第8項に規定する保全活動を行う場合に、組合員以外の受益者から徴収する経費については、漁業法に基づく保全活動の経費として、附属明細書の指導事業収支の「保全活動負担金」に計上しているか。

なお、組合員から徴収する保全活動の経費については実際に徴収した科目に従って収入計上するものとし、保全活動負担金として徴収・計上する必要はない。

② 漁場の保全活動を①によらず、漁協等の自主的な活動として実施する場合に組合員以外の受益者から徴収する費用は(2)②と同様に指導事業収支の「漁場管理等受入金」に計上しているか。また、費用の徴収に当たっては海面利用ガイドライン第6の4を踏まえたものとなっているか。

II-3-6-3 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

また、海面等の利用に係る金銭徴収については常例検査の対象にするとともに、漁業調整部局や水産振興部局など関係部局と緊密に連携してその合理性等について検証の上、必要な改善を促すものとする。

II-4 組合員及び漁村地域等への貢献

II-4-1 (略)

II-4-2 (略)

II-4-3 (略)

III 組合の監督の事務処理上の留意点

III-1 監督事務の流れ

III-1-1～III-1-3 (略)

III-1-4 法解釈への照会

III-1-4-1 (略)

III-1-4-2 照会に対する回答方法

(1)・(2) (略)

(3) 水産経営課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、(沖縄県の場合には沖縄総合事務局を通じて)書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配付するものとする。

III-2 法令等に係る事務処理上の留意事項

III-2-1 組合の組織

III-2-1-1 組合の設立、定款変更及び解散

(略)

III-2-1-1-1 申請書類

組合等の設立、定款変更及び解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第63条第2項(法第68条第3項において準用する場合を含む。)において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、法第63条第1項

II-4 組合員及び漁村地域等への貢献

II-4-1 (略)

II-4-2 (略)

II-4-3 (略)

III 組合の監督の事務処理上の留意点

III-1 監督事務の流れ

III-1-1～III-1-3 (略)

III-1-4 法解釈への照会

III-1-4-1 (略)

III-1-4-2 照会に対する回答方法

(1)・(2) (略)

(3) 水産経営課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、(沖縄県の場合には沖縄総合事務局を通じて)書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配布するものとする。

III-2 法令等に係る事務処理上の留意事項

III-2-1 組合の組織

III-2-1-1 組合の設立、定款変更及び解散

(略)

III-2-1-1-1 申請書類

組合等の設立、定款変更及び解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第63条第2項(法第68条第3項において準用する場合を含む。)において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、法第63条第1項

において提出を求めている定款及び事業計画書を含め、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画書等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 法第11条第1項第4号又は第12号の事業を行う組合以外の組合の解散に係る届

出書類

① 解散届（様式については、別紙様式8を参照。）

② 施行規則第209条の2に規定する書類

III-2-1-1-2 審査要領（主な着眼点）

(1) 設立に係る認可について

組合の設立に関し、法第63条第1項（設立）に基づき認可を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

特に、次の①の基本的事項については、組合の業務の健全かつ適正な運営に大きく影響することを踏まえ、形式的要件のみの審査のみならず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査し、その妥当性について判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第63条第2項に基づき、説明内容の裏付けとなるデータ等、設立に関する報告書の提出を求めるなど、当該組合が事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

① 基本的事項

組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、信用事業又は共済事業を行う組合については、財産的基礎として法第11条の4の規定に基づく最低出資金額の要件を、人的基礎として法第34条第3項に基づく常勤理事の要件を、それぞれ満たしているか。また、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合についても、財産的基礎として設立後に実施を予定している事業に必要な資金の調達方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を、それぞれ確保しているか。

② (略)

③ 定款の内容に関する事項

ア～オ (略)

カ 総会、総会の部会、総代会、経営管理委員会及び理事会に関する規定は、法第36条、第38条、第47条、第47条の3、第47条の4、第47条の5、第48条

において提出を求めている定款及び事業計画書を含め、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画書等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

III-2-1-1-2 審査要領（主な着眼点）

(1) 設立に係る認可について

組合の設立に関し、法第63条第1項（設立）に基づき認可を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

特に、次の①の基本的事項については、組合の業務の健全かつ適正な運営に大きく影響することを踏まえ、形式的要件のみの審査のみならず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査し、その妥当性について判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第63条第2項に基づき、説明内容の裏付けとなるデータ等、設立に関する報告書の提出を求めるなど、当該組合が事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

① 基本的事項

組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、信用事業又は共済事業を行う組合については、財産的基礎として法第11条の3の規定に基づく最低出資金額の要件を、人的基礎として法第34条第3項に基づく常勤理事の要件を、それぞれ満たしているか。また、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合についても、財産的基礎として設立後に実施を予定している事業に必要な資金の調達方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を、それぞれ確保しているか。

② (略)

③ 定款の内容に関する事項

ア～オ (略)

カ 総会、総会の部会、総代会、経営管理委員会及び理事会に関する規定は、法第36条、第38条、第47条の2、第47条の4、第47条の5、第47条の6、第

、第51条の2及び第52条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。

キ (略)

(2)・(3) (略)

Ⅲ-2-1-1-3 留意事項

(1) (略)

(2) 役員^キの取扱い等について

①～③ (略)

④ 販売担当の登用について

販売担当については、Ⅱ-1-2-4-2-(3)-③-カにおいて、漁協職員として販売事業を担当している者などの内部登用も可能としており、当該理事を置くために理事定数を増加させようとする場合については、基本的に定款変更を認許して差し支えないこととする。

Ⅲ-2-1-2 資源管理規程の認可

(1) 申請書類

法第11条の3第1項の規定に基づく資源管理規程の設定又は変更の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

①～⑥ (略)

(2) 審査要領

資源管理規程の設定又は変更の認可を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

① 法第11条の3第2項に規定する事項が資源管理規程に記載されていること。

②～④ (略)

⑤ 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、これらに従った内容のものとなっていること。

⑥ (略)

(3) (略)

Ⅲ-2-1-3 組合の合併(基本的な考え方)

漁協系統においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。

合併認可申請に対する審査上の留意事項は次のとおりであるが、当該合併が都道府県内漁協合併構想の着実な実現に資するものとなっているか確認するほか、合併構想

48条、第51条の2及び第52条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。

キ (略)

(2)・(3) (略)

Ⅲ-2-1-1-3 留意事項

(1) (略)

(2) 役員^キの取扱い等について

①～③ (略)

(新設)

Ⅲ-2-1-2 資源管理規程の認可

(1) 申請書類

法第11条の2第1項の規定に基づく資源管理規程の設定又は変更の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

①～⑥ (略)

(2) 審査要領

資源管理規程の設定又は変更の認可を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

① 法第11条の2第2項に規定する事項が資源管理規程に記載されていること。

②～④ (略)

⑤ 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、これらに従った内容のものとなっていること。

⑥ (略)

(3) (略)

Ⅲ-2-1-3 組合の合併(基本的な考え方)

漁協系統においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。

合併認可申請に対する審査上の留意事項は次のとおりであるが、当該合併が都道府県内漁協合併構想の着実な実現に資するものとなっているか確認するほか、合併構想

に基づく合併に参加していない漁協（以下「未合併漁協」という。）がある場合には、当該未合併漁協及び連合会に対し取組方針を明確にするよう確認すること等により、未合併漁協の早期解消を促すものとする。

平成30年改正法による漁業法の改正では、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場活用状況の報告、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このため、特に、恒常的に事業損失を計上している組合や、法定解散リスクの高い小規模組合（概ね正組合員数30人未満）、事業実施状況が低調である等の組合の目的に則した活動が行われていない組合、漁協職員の高齢化・減少の進行により事業運営に支障をきたすおそれがある組合については、合併、事業譲渡等に向けた取組みが急務であり、漁協系統と行政庁が連携して進めていく必要がある。

Ⅲ－２－１－３－１ 県域の取組について（県域の取組への指導）

漁協においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。合併に当たっては、早期に合併効果が出現するとともに、組合員の要望に対応できる体制の構築が必要である。

（１）指導における留意事項

都道府県漁連等を中心に県域における組織の在り方について、次のような取組が行われているかを検証するものとする。

①～⑨ （略）

⑩ 合併構想の作成から長期間経過している場合は、合併が進捗しない原因の究明、合併機運を盛り上げる具体的な方策、実施態勢の再構築等を含め、見直し等を検討しているか。

（２） （略）

Ⅲ－２－１－３－２ （略）

Ⅲ－２－１－３－３ 申請及び認可

（１）申請書類

組合の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、信用事業を行う組合については、信用事業命令第50条の規定に基づき、次の書類の提出が義務付けられているが、それ以外の組合についても、法第69条第3項において準用する法第63条第2項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当

に基づく合併に参加していない漁協（以下「未合併漁協」という。）がある場合には、当該未合併漁協及び連合会に対し取組方針を明確にするよう確認すること等により、未合併漁協の早期解消を促すものとする。

Ⅲ－２－１－３－１ 県域の取組について（県域の取組への指導）

漁協においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。合併に当たっては、早期に合併効果が出現するとともに、漁家組合員の要望に対応できる体制の構築が必要である。

（１）指導における留意事項

都道府県漁連等を中心に県域における組織の在り方について、次のような取組が行われているかを検証するものとする。

①～⑨ （略）

（新設）

（２） （略）

Ⅲ－２－１－３－２ （略）

Ⅲ－２－１－３－３ 申請及び認可

（１）申請書類

組合の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、信用事業を行う組合については、信用事業命令第50条の規定に基づき、次の書類の提出が義務付けられているが、それ以外の組合についても、法第69条第3項において準用する法第63条第2項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当

該報告書の提出を求めることとする。

① 合併総会を行う組合に求める提出書類

ア 合併認可申請書（様式については、別紙様式9及び10を参照。）

イ～エ（略）

オ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）

カ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項に規定する手続（法第53条第3項の規定により、法第126条の4第2項の規定による公告を、官報のほか、法第126条の4第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告）及び法第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

キ～サ（略）

② 簡易合併で総会議決を経ない組合に求める提出書類

法第69条の2第1項の規定により合併後存続する組合が総会の議決を経ないで行う合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

ア 合併認可申請書（様式については、別紙様式11を参照。）

イ・ウ（略）

エ 合併後存続する出資組合が合併の方針を議決した理事会（法第34条の2第4項の組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）

オ（略）

カ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）

キ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項に規定する手続（法第53条第3項の規定により、法第126条の4第2項の規定による公告を、官報のほか、法第126条の4第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告）及び法第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

ク～ス（略）

(2) 審査要領

組合の合併に関し、法第69条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

① 基本的事項

ア（略）

イ 組合員の日常的な活動に適切に対応した営漁活動や組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。

該報告書の提出を求めることとする。

① 合併総会を行う組合に求める提出書類

ア 合併認可申請書（別紙様式8及び9を参照。）

イ～エ（略）

オ 法第69条第4項において準用する法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）

カ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項に規定する手続（法第53条第3項の規定により、法第121条第2項の規定による公告を、官報のほか、法第121条第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告）及び法第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

キ～サ（略）

② 簡易合併で総会議決を経ない組合に求める提出書類

法第69条の2第1項の規定により合併後存続する組合が総会の議決を経ないで行う合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

ア 合併認可申請書（別紙様式10を参照。）

イ・ウ（略）

エ 合併後存続する出資組合が合併の方針を議決した理事会（法第34条の2第3項の組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）

オ（略）

カ 法第69条第4項において準用する法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

キ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項に規定する手続（法第53条第3項の規定により、法第121条第2項の規定による公告を、官報のほか、法第121条第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告）及び法第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

ク～ス（略）

(2) 審査要領

組合の合併に関し、法第69条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

① 基本的事項

ア（略）

イ 組合員の日常的な活動に適切に対応した営漁活動や支所機能の充実が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。

ウ～オ (略)

② 形式的事項

ア・イ (略)

ウ 定款は法第32条第1項に規定する事項がすべて網羅されているか。

エ～ク (略)

③ 定款の内容に関する事項

ア～オ (略)

カ 総会に関する規定は、法第47条、第47条の3、第47条の4、第47条の5、第48条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

キ (略)

(3) 留意事項

①～④ (略)

⑤ その他

ア・イ (略)

ウ 漁協職員の年齢構成等を確認し、将来を見据えた職員の採用、人材育成が行われるよう指導すること。

Ⅲ-2-1-4 休眠組合への対応

Ⅲ-2-1-4-1 意義

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある組合については、これを放置した場合には、当該組合を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の組合の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、組合の実態調査等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該組合の解散も含めた指導監督を行うものとする。

Ⅲ-2-1-4-2 主な着眼点

(1) 休眠組合の理事等の所在の確認及び命令書等の送達が可能かどうか

(2) (略)

Ⅲ-2-1-4-3 監督手法・対応等

(1) 休眠組合の把握

① 一斉調査により、事業停止、住所不明その他未調査となっていることが判明した組合の全てについて、法務局に対し登記事項証明書の請求を行い、役員や事業内容の確認を行う。

② 法第58条の2に基づき、業務及び財産の状況を記載した業務報告書の提出がされていない組合について、提出されない理由が不明なときは休眠組合となっている可能性を踏まえ、①に準じた対応を行う。

ウ～オ (略)

② 形式的事項

ア・イ (略)

ウ 定款は法第32条に規定する事項がすべて網羅されているか。

エ～ク (略)

③ 定款の内容に関する事項

ア～オ (略)

カ 総会に関する規定は、法第47条の2、第47条の4、第47条の5、第47条の6、第48条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

キ (略)

(3) 留意事項

①～④ (略)

⑤ その他

ア・イ (略)

(新設)

Ⅲ-2-1-4 休眠組合等への対応

Ⅲ-2-1-4-1 意義

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある組合等については、これを放置した場合には、当該組合等を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の組合等の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、組合等の実態調査等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該組合等の解散も含めた指導監督を行うものとする。

Ⅲ-2-1-4-2 主な着眼点

(1) 休眠組合等の理事等の所在及び命令書等の送達が可能かどうか

(2) (略)

Ⅲ-2-1-4-3 監督手法・対応等

(1) 休眠組合の把握

① 一斉調査により、事業停止、住所不明その他未調査となっていることが判明した組合等の全てについて、法務局に対し登記事項証明書の請求を行い、役員や事業内容の確認を行う。

② 法第58条の2に基づき、業務及び財産の状況を記載した業務報告書の提出がされていない組合等について、提出されない理由が不明なときは休眠組合となっている可能性を踏まえ、①に準じた対応を行う。

③ 信用事業を行う組合については、財務及び財産の状況を把握するとともに、預貯金等の存在についても確認を行う。

(2) 報告徴求命令（解散命令のための確認の通知）

(1) の一斉調査等の結果、休眠組合と考えられる場合には、法第122条第1項に基づく報告徴求命令により、以下の書類の提出を求めて、活動状況を確認する。

①～⑤ (略)

(3) (略)

(4) 報告徴求命令に対して関係書類の提出がない場合

報告徴求命令に対して応答が無い、通知が返送される、自主解散に応じない又は自主解散を行う旨の連絡があったが自主解散していない等の場合は、法第124条の2第2号の正当な理由がないのに1年以上事業を停止したときと認定し、解散命令の手続を行う。

なお、事業停止を理由とする解散命令については、法定の手続のほか、あらかじめ実態調査等を行ない、当該組合が組合等としての機能を全く停止しており、事業再開の可能性がないことを確認し、更に関係機関の意見を充分聴取した上で行なうものとする。事業を停止しているとは、実質的にすべての事業を行っていない場合であり、名目上組合の事業となっても、実質は、その他の者の事業となっている場合もこれに該当する。

(5) (略)

(6) みなし解散制度の活用

(2) から (5) までの対応のほか、法第68条の2に基づき、組合に関する登記を5年間行っていない組合については、行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、その旨を当該組合に対し通知することにより解散手続を進める、いわゆる「みなし解散制度」が活用できる。行政庁においては、休眠状態と考えられる組合（通知が返送されるなど通常の方法では連絡が取れない組合を含む。）に対しては、みなし解散制度を活用し計画的かつ速やかに解散手続等を進めるものとする。

(7) (略)

(8) 清算

組合は、解散しても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了に至るまで、なお存続するものとされており、清算の終了により初めてその法人格を失うこととなるので、組合の役員に対して、清算の事務手続を行うよう指導する。

(削る。)

③ 信用事業を行う組合等については、財務及び財産の状況を把握するとともに、預貯金等の存在についても確認を行う。

(2) 報告徴求命令（解散命令のための確認の通知）

(1) の一斉調査等の結果、休眠組合等と考えられる場合には、法第122条第1項に基づく報告徴求命令により、以下の書類の提出を求めて、活動状況を確認する。

①～⑤ (略)

(3) (略)

(4) 報告徴求命令に対して関係書類の提出がない場合

報告徴求命令に対して応答が無い、通知が返送される、自主解散に応じない又は自主解散を行う旨の連絡があったが自主解散していない等の場合は、法第124条の2第2号の正当な理由がないのに1年以上事業を停止したときと認定し、解散命令の手続を行う。

なお、事業停止を理由とする解散命令については、法定の手続のほか、あらかじめ実態調査等を行ない、当該組合等が組合等としての機能を全く停止しており、事業再開の可能性がないことを確認し、更に関係機関の意見を充分聴取した上で行なうものとする。事業を停止しているとは、実質的にすべての事業を行っていない場合であり、名目上組合等の事業となっても、実質は、その他の者の事業となっている場合もこれに該当する。

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

(7) 清算

組合等は、解散しても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了に至るまで、なお存続するものとされており、清算の終了により初めてその法人格を失うこととなるので、組合等の役員に対して、清算の事務手続を行うよう指導する。

(8) 法定解散組合に係る解散届等の提出

① 組合等の実態調査等の結果、組合員が20人未満等になったことにより解散状態（法第68条第4項）にあることを確認した場合において、組合等が解散届の

Ⅲ-2-1-5 役員等

Ⅲ-2-1-5-1 女性役員等の登用について

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく男女共同参画基本計画（第4次）（平成27年12月25日閣議決定）においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図るため、漁協の女性役員等の具体的な目標の設定等を求めている。

また、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画においても、同様に、漁協の女性役員等の登用目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。

これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、漁協の経営に多様な視点を導入することにより、漁協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、漁協における女性の役員等への就任が促進されるよう指導するものとし、漁協において、例えば次のような取組を行っているかを確認するものとする。

(1)・(2) (略)

※ Ⅲ-2-1-1-3 (2) ② イの「非常勤理事数について」の例外について

漁協及び漁連の非常勤の女性役員枠の設置及びそれに併せた青年漁業者等の担い手の役員（以下「青年部等役員」という。）枠の設置については、女性役員等の登用を促進する観点から、次の各号の要件の全てを満たす場合には、令和2年度に開催される通常総会までに限り、Ⅲ-2-1-1-3 (2) ②イの非常勤理事数に関する規定は、適用しないものとする。

(1)～(3) (略)

Ⅲ-2-1-5-2 競業禁止義務

競業（組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事することをいう。）を行う者が当該組合の役員に就任すること自体には何ら問題はない。

一方、組合の役員は、法第34条の3の規定により、善良なる管理者の注意をもって職務を執行しなければならない義務（いわゆる善管注意義務）を、また法第39条の2の規定により、組合のために忠実に職務を執行する義務（いわゆる忠実義務）を負つ

提出を拒む場合には、法第122条の報告徴求命令等により、解散状態にあることを役員に確認させる等の手段を講じて、解散届を提出させるよう努めることとする。

② 都道府県知事は、所管する組合が、法第91条の2の規定により連合会の権利義務包括承継した場合には、当該解散・消滅する連合会（都道府県の区域未満の区域を地区とする連合会を除く。）の解散に係る登記簿謄本の写し及び包括承継の認可書の写しを水産庁長官に遅滞なく提出することとする。

Ⅲ-2-1-5 役員等

Ⅲ-2-1-5-1 女性役員等の登用について

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく男女共同参画基本計画（第4次）（平成27年12月25日閣議決定）においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図るため、漁協の女性役員等の具体的な目標の設定等を求めている。

また、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画においても、同様に、漁協の女性役員等の登用目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。

これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、漁協の経営に多様な視点を導入することにより、漁協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、漁協における女性の役員等への就任が促進されるよう指導するものとし、漁協において、例えば次のような取組を行っているかを確認するものとする。

(1)・(2) (略)

※ Ⅲ-2-1-1-3 (2) ② イの「非常勤理事数について」の例外について

漁協及び漁連の非常勤の女性役員枠の設置及びそれに併せた青年漁業者等の担い手の役員（以下「青年部等役員」という。）枠の設置については、女性役員等の登用を促進する観点から、次の各号の要件の全てを満たす場合には、平成32年度に開催される通常総会までに限り、Ⅲ-2-1-1-3 (2) ②イの非常勤理事数に関する規定は、適用しないものとする。

(1)～(3) (略)

Ⅲ-2-1-5-2 競争事業関係者の役員等への就任

法第47条は、組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。以下「競合事業」という。）を営み、又は競合事業に従事する者（当該競合事業を営む法人その他の団体の役員及び職員を含む。）は、当該組合の理事、経営管理委員、監事、参事、会計主任又は共済計理人（以下Ⅲ-

ており、役員が組合の利益の犠牲の下に自己の利益を図ることは許されない。この善管注意義務又は忠実義務の具体的内容として、全ての役員に、いわゆる「競業禁止義務」が課せられていることに留意する必要がある。

なお、競業禁止義務に抵触する場合の一例としては、競業を行う役員が、組合の主要な取引先を奪って、これを自らが経営する法人の取引先にしようと企て、

ア 組合と当該取引先との取引を停止するとともに、組合の了解を得ることなく、自らが経営する法人において当該取引先との取引を開始する場合

イ 当該取引先との取引に係る事業を担当する組合の職員を、組合の了解を得ることなく、引き抜いて自らが経営する法人の社員とする場合
などが考えられる。

(注) 平成30年改正法による改正前の法第47条では、組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者は、当該組合の理事等になってはならないと規定されていたが、当該規定は、最高裁判所の判例により、役員等に対して競業禁止義務を課したに止まるものであって、その就任資格を制限したものではないとされていた(昭和44年2月28日最高裁判所第二小法廷判決)。すなわち、その規定の文言にかかわらず、役員等の被選挙権や役員等就任の資格を制限し、その就任を禁止した規定と解すべきでなく、法第39条の2第1項に規定する忠実義務の具体的内容として、役員等に対し競業禁止の不作為義務を課したにすぎない規定と解すべきものとされていた。このような中で、平成30年改正法による改正前の法第47条の規定は、あたかも漁協と同種の事業を営む者が漁協の役員になれないとの誤解を与えかねないことから、平成30年改正法により廃止されたものである。

Ⅲ-2-1-5-3 (略)

2-1-5-2において「役員等」という。)になることができない旨を規定している。この規定の趣旨は、農協法における同内容の規定に係る判例によれば、役員等に対し競業禁止義務を課したに止まるものであって、その就任資格を制限したものではないとされている(昭和44年2月28日最高裁判所第二小法廷判決参照)。すなわち、法第47条は、その規定の文言にかかわらず、役員等の被選挙権や役員等就任の資格を制限し、その就任を禁止した規定と解すべきではなく、法第39条の2第1項に規定する忠実義務の具体的内容として、役員等に対し競業禁止義務を課したにすぎない規定と解すべきものとされている。

したがって、組合の行う事業と競合事業を営み、又は競合事業に従事すること(以下Ⅲ-2-1-5-2において「競業」という。)を行う者を役員等に選任すること自体は何ら問題はないが、この場合には、当該役員等には競業を行わないという義務が課されることとなる。

この場合には、競業に該当するかどうかの判断は形式的に行うのではなく、次の(1)から(4)までを参考に実質的に判断することに留意する。

(1) 「組合の行う事業」とは、現に組合が行っている事業又は総会等において具体的に組合として行うことを決定した事業をいい、組合の行いうる事業として定款等に包括的に規定されている事業の全てを含むものではない。

(2) 「実質的に競争関係にある事業」とは、事実上組合に経済的不利益を与え、又は与えるおそれがある同種の事業(組合員が営み又は従事する漁業及び組合が所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。)をいい、これに該当するかどうかは、形式的に組合の行う事業と同種の事業か否かで判断するのではなく、組合の行う事業と市場において競合し利益の衝突をきたすかどうかという観点から実質的に判断するものとする。

したがって、組合の事業と同種の事業であっても、それが組合に利益をもたらすものであるとき又は組合に不利益をもたらすものではないときは、実質的に競争関係にあるとは認められない。また、組合に与える、又は与えるおそれのある不利益の程度が極めて軽微であって組合の事業上ほとんど問題とするに足りないようなものも、実質的に競争関係にあるとは認められない。

(3) 「事業を営む者」とは、自らその事業を管理し、かつ、責任を負担する者をいい、個人・団体を問わない。団体にあっては、その役員がこれに該当する。

(4) 「事業に従事する者」とは、その事業の経営に対し何らかの形において恒常的に労務を提供する者をいい、有給・無給を問わない。

なお、団体の株主、出資者その他団体の構成員に過ぎない者は、「事業を営み、又はこれに従事する者」に含まれない。

Ⅲ-2-1-5-3 (略)

Ⅲ-2-2 (略)

Ⅲ-2-3 財務書類作成に当たっての留意事項
(略)

Ⅲ-2-3-1 会計処理の原則
(略)

Ⅲ-2-3-1-1 会計監査人設置組合等の会計処理

企業会計審議会又は公益財団法人財務会計基準機構（平成13年7月26日に「財団法人財務会計基準機構」という名称で設立された法人をいう。）・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の（1）から（3）までに掲げる組合（以下「会計監査人設置組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、会計監査人又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、会計監査人設置組合等が適切にしん酌すべき企業会計基準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

（1）法第41条の2第3項に規定する会計監査人設置組合

（2）・（3） (略)

会計監査人設置組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- ・「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日付け企業会計審議会）
- ・「リース取引に関する会計基準」（平成5年6月17日付け企業会計審議会第1部会）
- ・「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「研究開発費等に係る会基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日付け企業会計審議会）
- ・「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月30日付け企業会計審議会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日付け企業会計審議会）
- ・「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日付け企業会計審議会）
- ・「役員賞与に関する会計基準」（平成17年11月29日付け企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年7月5日付け企業会計基準委員会）

Ⅲ-2-2 (略)

Ⅲ-2-3 財務書類作成に当たっての留意事項
(略)

Ⅲ-2-3-1 会計処理の原則
(略)

Ⅲ-2-3-1-1 特定組合等の会計処理

企業会計審議会又は公益財団法人財務会計基準機構（平成13年7月26日に「財団法人財務会計基準機構」という名称で設立された法人をいう。）・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の（1）から（3）までに掲げる組合（以下「特定組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、法第41条の2に規定する全国連合会（以下「全国連合会」という。）又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、特定組合等が適切にしん酌すべき企業会計基準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

（1）法第41条の2第1項の特定組合又は法第41条の3の定款の定めがある組合

（2）・（3） (略)

特定組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- ・「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日付け企業会計審議会）
- ・「リース取引に関する会計基準」（平成5年6月17日付け企業会計審議会第1部会）
- ・「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「研究開発費等に係る会計基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日付け企業会計審議会）
- ・「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月30日付け企業会計審議会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日付け企業会計審議会）
- ・「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日付け企業会計審議会）
- ・「役員賞与に関する会計基準」（平成17年11月29日付け企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年7月5日付け企業会計基準委員会）

- ・「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日付け企業会計基準委員会）
- ・「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（平成20年11月28日付け企業会計基準委員会）
- ・「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日付け企業会計基準委員会）

Ⅲ－２－３－１－２ 会計監査人設置組合等以外の組合の会計処理

会計監査人設置組合等以外の組合等についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、会計監査人設置組合等以外の組合等は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が大部分であり、このような事業を行う組合にあっては、会計監査人設置組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融商品を保有せず、多数の組合員等利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかに固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような事業規模・特性の実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、会計監査人設置組合等以外の組合等にあっては、法令上明記されている事項を除き、企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令に明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」（平成17年8月1日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）や「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年2月1日付け中小企業の会計に関する検討会）を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に会計監査人設置組合等以外の組合等といっても、その規模・事業の種類は多様であり、個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

（注1）会計監査人設置組合等以外の組合等に適用される会計処理については、現行実務の実情及び費用対効果の観点から、施行規則においても「税効果会計に係る会計基準」の不適用や「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券の時価評価等を行わない場合であっても、直ちに違法とはならないよう明確に規定しているところである（施行規則第149条、第196条）。

（注2）リース取引は、「リース取引に関する会計基準」により通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとされているが、会計監査人設置組合等以外の組合等については、「中小企業の会計に関する指針」に規定

- ・「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日付け企業会計基準委員会）
- ・「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（平成20年11月28日付け企業会計基準委員会）
- ・「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日付け企業会計基準委員会）

Ⅲ－２－３－１－２ 特定組合等以外の組合の会計処理

特定組合等以外の組合等についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、特定組合等以外の組合等は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が大部分であり、このような事業を行う組合にあっては、特定組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融商品を保有せず、多数の組合員等利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかに固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような事業規模・特性の実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、特定組合等以外の組合等にあっては、法令上明記されている事項を除き、企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令に明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」（平成17年8月1日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）や「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年2月1日付け中小企業の会計に関する検討会）を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に特定組合等以外の組合等といっても、その規模・事業の種類は多様であり、個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

（注1）特定組合等以外の組合等に適用される会計処理については、現行実務の実情及び費用対効果の観点から、施行規則においても「税効果会計に係る会計基準」の不適用や「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券の時価評価等を行わない場合であっても、直ちに違法とはならないよう明確に規定しているところである（施行規則第149条、第196条）。

（注2）リース取引は、「リース取引に関する会計基準」により通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとされているが、特定組合等以外の組合等については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権

する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引による方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

Ⅲ-2-3-1-3 (略)

Ⅲ-2-3-2 資産及び負債等の評価

組合等の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導監督を実施するものとする。

(1) (略)

(2) 「退職給付に係る会計基準」の適用

会計監査人設置組合等以外の組合等にあっても、職員に対する退職金制度がある場合には「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の計上が必要である。

退職給付引当金を新たに設定する組合等については、会計処理変更時の影響を緩和するため、適切な移行期間を設定することが認められるものとする。

(補足：施行規則第145条第1項及び第194条第2項第2号の退職給付引当金等の用語は、「退職給付に係る会計基準」にいう退職給付引当金等を指すものである。)

(3) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用

会計監査人設置組合等における「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たり、資産のグルーピング及び共用資産の取扱いについては、会計監査人設置組合等の経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行うものとする。共用資産は、組合全体に係る共用資産とされる場合のほか、複数の資産又は資産グループに係る共用資産とされる場合もあることに留意する。

なお、漁船の陸揚げ施設、漁業者のための漁具倉庫等は、漁業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するときには、共用資産に含めることができる場合があることに留意する。

(補足：施行規則第143条第2号及び第190条第2項の減損損失等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう減損損失等を指すものである。)

(4) ・ (5) (略)

Ⅲ-2-3-3 (略)

Ⅲ-2-3-4 部門別損益計算書の作成

(略)

移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引による方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

Ⅲ-2-3-1-3 (略)

Ⅲ-2-3-2 資産及び負債等の評価

組合等の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導監督を実施するものとする。

(1) (略)

(2) 「退職給付に係る会計基準」の適用

特定組合等以外の組合等にあっても、職員に対する退職金制度がある場合には「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の計上が必要である。

退職給付引当金を新たに設定する組合等については、会計処理変更時の影響を緩和するため、適切な移行期間を設定することが認められるものとする。

(補足：施行規則第145条第1項及び第194条第2項第2号の退職給付引当金等の用語は、「退職給付に係る会計基準」にいう退職給付引当金等を指すものである。)

(3) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用

特定組合等における「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たり、資産のグルーピング及び共用資産の取扱いについては、特定組合等の経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行うものとする。共用資産は、組合全体に係る共用資産とされる場合のほか、複数の資産又は資産グループに係る共用資産とされる場合もあることに留意する。

なお、漁船の陸揚げ施設、漁業者のための漁具倉庫等は、漁業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するときには、共用資産に含めることができる場合があることに留意する。

(補足：施行規則第143条第2号及び第190条第2項の減損損失等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう減損損失等を指すものである。)

(4) ・ (5) (略)

Ⅲ-2-3-3 (略)

Ⅲ-2-3-4 部門別損益計算書の作成

(略)

Ⅲ-2-3-4-1 組合（連合会を除く。）の部門別損益計算書

(1) 事業の区分

① 事業の区分については、施行規則第158条第2項第1号の規定に基づき、信用事業、購買事業、販売事業、共済事業）及びその他の事業（漁場の管理に関する事業）の5区分とし、その他の事業に属する事業を行っている場合には、その事業の種類ごとに区分を行うものとし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

区分 施行規則 第158条第2項	条 項	事 業 内 容
信用事業 (第1号イ)	第11条第1項第3号 " " 第4号 " " <u>第17号</u> " 第3項~第5項 第93条第1項第1号 " " 第2号 " " 第10号 " 第2項~第4項	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け 組合員の貯金又は定期積金の受入れ 前各号の事業に附帯する事業 信用事業に関連する事業 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け 組合員の貯金又は定期積金の受入れ 前各号の事業に附帯する事業 信用事業に関連する事業
購買事業 (第1号ロ)	第11条第1項第5号 " " <u>第17号</u> 第93条第1項第3号 " " 第10号	組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 前号の事業に附帯する事業 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 前号の事業に附帯する事業
販売事業 (第1号ハ)	第11条第1項第7号 " " <u>第17号</u> 第93条第1項第5号 " " 第10号	組合員の漁獲物その他の生産物の販売に関する事業 前号の事業に附帯する事業 組合員の生産物の販売に関する事業 前号の事業に附帯する事業
販売事業 (第1号ニ)	第11条第1項 <u>第12号</u> " " <u>第17号</u> " 第7項 第93条第1項第6号	<u>組合員の共済</u> に関する事業 前号の事業に附帯する事業 保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業

Ⅲ-2-3-4-1 組合（連合会を除く。）の部門別損益計算書

(1) 事業の区分

① 事業の区分については、施行規則第158条第2項第1号の規定に基づき、信用事業、購買事業、販売事業、共済事業及びその他の事業の5区分とし、その他の事業に属する事業を行っている場合には、その事業の種類ごとに区分を行うものとし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

区分 施行規則 第158条第2項	条 項	事 業 内 容
信用事業 (第1号イ)	第11条第1項第3号 " " 第4号 " " <u>第16号</u> " 第3項~第5項 第93条第1項第1号 " " 第2号 " " 第10号 " 第2項~第4項	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け 組合員の貯金又は定期積金の受入れ 前各号の事業に附帯する事業 信用事業に関連する事業 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け 組合員の貯金又は定期積金の受入れ 前各号の事業に附帯する事業 信用事業に関連する事業
購買事業 (第1号ロ)	第11条第1項第5号 " " <u>第16号</u> 第93条第1項第3号 " " 第10号	組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 前号の事業に附帯する事業 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 前号の事業に附帯する事業
販売事業 (第1号ハ)	第11条第1項第7号 " " <u>第16号</u> 第93条第1項第5号 " " 第10号	組合員の漁獲物その他の生産物の販売に関する事業 前号の事業に附帯する事業 組合員の生産物の販売に関する事業 前号の事業に附帯する事業
販売事業 (第1号ニ)	第11条第1項 <u>第11号</u> " " <u>第16号</u> " 第7項 第93条第1項第6号	共済に関する事業 前号の事業に附帯する事業 保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業 共済に関する事業

	の2 " " 第10号 " 第6項	組合員の共済に関する事業 前号の事業に附帯する事業 保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業
(略)		(略)

② (略)

(2) 部門別損益の計算方法等

① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ(1)の①で示した事業区分及び指導事業(法第11条第1項第1号、第2号、第11号及び第14号から第16号等の事業をいう。これらの事業のうち、指導事業以外の区分としている場合は、当該事業を除く。)の6区分以上に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

②～⑤ (略)

Ⅲ-2-3-4-2 連合会の部門別損益計算書

(1) 事業の区分

① 事業の区分については、施行規則第158条第2項第2号の規定に基づき、購買事業、販売事業及びその他の事業の3区分とし、その他の事業に属する事業を行っている場合には、その事業の種類ごとに区分を行うものとし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。なお、区分する事業は、各々の経済事業を行っている連合会における事業の性格、取組状況等を加味し、また会員が連合会の行っている各事業運営の実態についてよりの確に把握できることを念頭に区分するものとする。

事業区分表

区分 施行規則 第158条第2項	条 項	事 業 内 容
購買事業 (第2号イ)	第87条第1項第5号	所属員の事業に必要な物資の供給
	" " <u>第18号</u>	前号の事業に附帯する事業
	第97条第1項第3号	所属員の事業に必要な物資の供給

	の2 " " 第10号 " 第6項	前号の事業に附帯する事業 保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業
(略)		(略)

② (略)

(2) 部門別損益の計算方法等

① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ(1)の①で示した事業区分及び指導事業(法第11条第1項第1号、第2号、第10号及び第13号から第15号等の事業をいう。これらの事業のうち、指導事業以外の区分としている場合は、当該事業を除く。)の6区分以上に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

②～⑤ (略)

Ⅲ-2-3-4-2 連合会の部門別損益計算書

(1) 事業の区分

① 事業の区分については、施行規則第158条第2項第2号の規定に基づき、購買事業、販売事業及びその他の事業の3区分とし、その他の事業に属する事業を行っている場合には、その事業の種類ごとに区分を行うものとし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。なお、区分する事業は、各々の経済事業を行っている連合会における事業の性格、取組状況等を加味し、また会員が連合会の行っている各事業運営の実態についてよりの確に把握できることを念頭に区分するものとする。

事業区分表

区分 施行規則 第158条第2項	条 項	事 業 内 容
購買事業 (第2号イ)	<u>法第87条第1項第5号</u>	所属員の事業に必要な物資の供給
	" " <u>第16号</u>	前号の事業に附帯する事業
	<u>法第97条第1項第3号</u>	所属員の事業に必要な物資の供給

	第12号	前号の事業に附帯する事業
販売事業 (第2号ロ)	第87条第1項第7号	所属員の漁獲物その他の生産物の販売に関する事業
	第18号	前号の事業に附帯する事業
	第97条第1項第5号	所属員の生産物の販売に関する事業
	第12号	前号の事業に附帯する事業
(略)		(略)

② (略)

(2) 部門別損益の計算方法等

① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ(1)の①で示した事業区分及び指導事業(法第87条第1項第1号、第2号、第11号、第12号、第13号、第15号及び第16号等の事業をいう。これらの事業のうち、指導事業以外の区分としている場合は、当該事業を除く。)の3区分以上に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

②～⑤ (略)

III-2-3-5 業務報告書等の作成

法第58条の2の規定に基づく組合の業務報告書等の提出については、施行規則第205条に定めるところによるほか、次により指導するものとする。

(1) 全般的な留意事項

①～③ 業務報告書等の位置付け

④ 業務報告書等の様式

法第58条の2第1項及び第2項により、施行規則第205条に基づき作成して提出する組合の業務報告書等は、施行規則別紙様式の定めのある組合等については当該様式に即し作成するものとする。なお、漁業生産組合については、法第58条の2の適用は受けませんが、決算書類として作成する貸借対照表は施行規則別紙様式第3号(1)、損益計算書は施行規則別紙様式第3号(2)、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告、注記表及び附属明細書は施行規則別紙様式第7号(1)に準じて作成するよう指導するものとする。

⑤ (略)

	第11号	前号の事業に附帯する事業
販売事業 (第2号ロ)	法第87条第1項第7号	所属員の漁獲物その他の生産物の販売に関する事業
	第16号	前号の事業に附帯する事業
	法第97条第1項第5号	所属員の生産物の販売に関する事業
	第11号	前号の事業に附帯する事業
(略)		(略)

② (略)

(2) 部門別損益の計算方法等

① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ(1)の①で示した事業区分及び指導事業(法第87条第1項第1号、第2号、第10号、第11号、第13号及び第14号等の事業をいう。これらの事業のうち、指導事業以外の区分としている場合は、当該事業を除く。)の3区分以上に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

②～⑤ (略)

III-2-3-5 業務報告書等の作成

法第58条の2の規定に基づく組合の業務報告書等の提出については、施行規則第205条に定めるところによるほか、次により指導するものとする。

(1) 全般的な留意事項

①～③ 業務報告書等の位置付け

④ 業務報告書等の様式

法第58条の2第1項及び第2項により、施行規則第205条に基づき作成して提出する組合の業務報告書等は、施行規則別紙様式の定めのある組合等については当該様式に即し作成するものとする。なお、漁業生産組合については、法第58条の2の適用は受けませんが、決算書類として作成する貸借対照表は施行規則別紙様式第2号(1)、損益計算書は施行規則別紙様式第2号(2)、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告、注記表及び附属明細書は施行規則別紙様式第6号(1)に準じて作成するよう指導するものとする。

⑤ (略)

(2)・(3) (略)

Ⅲ-2-4 組合の事業等

Ⅲ-2-4-1 附帯事業の取扱い

組合は、法第11条第1項第17号に基づき、同項第1号から第16号までに掲げる事業（以下「本体事業」という。）に附帯する事業（以下「附帯事業」という。）を行うことができる。組合の行う事業が、附帯事業の範囲に含まれるかどうかについては、組合の目的や、次のような観点を総合的に考慮して判断することとなる。

(1)～(3) (略)

(注) (略)

Ⅲ-2-4-2 (略)

Ⅲ-2-5 子会社等

(略)

Ⅲ-2-5-1 定義

子会社等とは、組合が法第58条の2第2項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等（法第11条の8第2項の子会社、施行規則第7条第2項の子法人等及び同条第3項の関連法人等）である。

Ⅲ-2-5-2 特定事業等に相当する事業を行う子会社等について

法第11条第1項第4号又は第12号の事業を行う組合において、特定事業（信用事業及び共済事業をいう。）に相当する事業を行い、又は法第17条の14第1項で定める特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む子会社等の業務の範囲等については、信用事業における監督指針又は共済事業向け監督指針によるものとする。

Ⅲ-2-5-3・4 (略)

Ⅲ-2-5-5 資料の提出

(1) (略)

(2) 把握方法について

① (略)

② 組合に提出を求める資料

ア 当該組合の子会社等に係る財務等の状況（様式については、別紙様式12-1を参照。）

イ 当該組合の子会社等に係る管理状況（様式については、別紙様式12-2を参照。）

ウ・エ (略)

(2)・(3) (略)

Ⅲ-2-4 組合の事業等

Ⅲ-2-4-1 附帯事業の取扱い

組合は、法第11条第1項第16号に基づき、同項第1号から第15号までに掲げる事業（以下「本体事業」という。）に附帯する事業（以下「附帯事業」という。）を行うことができる。組合の行う事業が、附帯事業の範囲に含まれるかどうかについては、組合の目的や、次のような観点を総合的に考慮して判断することとなる。

(1)～(3) (略)

(注) (略)

Ⅲ-2-4-2 (略)

Ⅲ-2-5 子会社等

(略)

Ⅲ-2-5-1 定義

子会社等とは、組合が法第58条の2第2項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等（法第11条の6第2項の子会社、施行規則第7条第2項の子法人等及び同条第3項の関連法人等）である。

Ⅲ-2-5-2 特定事業等に相当する事業を行う子会社等について

法第11条第1項第4号又は第11号の事業を行う組合において、特定事業（信用事業及び共済事業をいう。）に相当する事業を行い、又は法第17条の14第1項で定める特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む子会社等の業務の範囲等については、信用事業における監督指針又は共済事業向け監督指針によるものとする。

Ⅲ-2-5-3・4 (略)

Ⅲ-2-5-5 資料の提出

(1) (略)

(2) 把握方法について

① (略)

② 組合に提出を求める資料

ア 当該組合の子会社等に係る財務等の状況（様式については、別紙様式11-1を参照。）

イ 当該組合の子会社等に係る管理状況（様式については、別紙様式11-2を参照。）

ウ・エ (略)

(3)・(4) (略)

IV 漁業生産組合の監督上の評価項目

IV-1 意義 (略)

IV-2 主な着眼点

(1) 設立・組織変更の照会等があった場合の着眼点

漁業生産組合模範定款例等を参考に、設立の目的が達成されるよう適切なアドバイスを行い、漁民の自由な創意が尊重されるとともに、実情に即した定款が作成されるよう対応する。

また、設立時に限らず、当該組合の現状が漁業生産組合という法人形態に合致しなくなっていないか定期的に確認することが望ましく、照会を受けたタイミング等を活用して、確認を促すものとする。

これらを踏まえ、漁業生産組合の設立・組織変更の照会等があった場合には、法令及び漁業生産組合模範定款例に基づき、以下の着眼点に従って対応する。

① (略)

② 組織変更の照会

漁業生産組合の設立後、組合の事業実態からみて漁業生産組合という法人形態をとることが妥当でなくなり、組合の実態を踏まえ、事業の多角化や迅速な組織決定を可能とする株式会社への組織変更を希望し、行政庁に対し照会することが考えられる。

その場合には、
ア～ウ (略)

を伝えた上で、法第86条の3から第86条の11までに規定された事項に関する手続について説明するとともに、組織変更の際には行政庁への届出が必要であることを伝える。

(2) (略)

(3) 休眠漁業生産組合への対応に関する着眼点

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある漁業生産組合については、これを放置した場合には、当該漁業生産組合を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の漁業者や漁業生産組合の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、次に掲げる事項やその他の事項による活動状況の確認等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該漁業生産組合の解散も含めた指導監督を行うものとする。

① 休眠状態となっていることに対し正当な理由があるか。

② 問題が解消することによって適正な活動が行えるか。

(4) (略)

(3)・(4) (略)

IV 漁業生産組合の監督上の評価項目

IV-1 意義 (略)

IV-2 主な着眼点

(1) 設立・組織変更の照会等があった場合の着眼点

漁業生産組合模範定款例等を参考に、設立の目的が達成されるよう適切なアドバイスを行い、漁民の自由な創意が尊重されるとともに、実情に即した定款が作成されるよう対応する。

また、設立時に限らず、当該組合の現状が漁業生産組合という法人形態に合致しなくなっていないか定期的に確認することが望ましく、照会を受けたタイミング等を活用して、確認を促すものとする。

これらを踏まえ、漁業生産組合の設立・組織変更の照会等があった場合には、法令及び漁業生産組合模範定款例に基づき、以下の着眼点に従って対応する。

① (略)

② 組織変更の照会

漁業生産組合の設立後、組合の事業実態からみて漁業生産組合という法人形態をとることが妥当でなくなり、組合の実態を踏まえ、事業の多角化や迅速な組織決定を可能とする株式会社への組織変更を希望し、行政庁に対し照会することが考えられる。

その場合には、
ア～ウ (略)

を伝えた上で、法第86条の3から第86条の10までに規定された事項に関する手続について説明するとともに、組織変更の際には行政庁への届出が必要であることを伝える。

(2) (略)

(新設)

(3) (略)

IV-3 監督手法・対応

(1) ~ (5)

(6) みなし解散制度の活用

(2) から (5) までの対応のほか、法第86条第4項において準用する法第68条の2に基づき、登記を5年間行っていない漁業生産組合については、行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、その旨を当該漁業生産組合に対し通知することにより解散手続を進める、いわゆる「みなし解散制度」が活用できる。

行政庁においては、休眠状態と考えられる漁業生産組合（通知が返送されるなど通常の方法では連絡が取れない組合を含む。）に対しては、みなし解散制度を活用し計画的かつ速やかに解散手続等を進めるものとする。

(7) (略)

(8) (略)

V 連合会の監督上の評価項目

(略)

V-1 運営管理体制 (略)

V-2 事業実施体制

(略)

V-2-1 組合に対する調査・相談・助言等の事業（指導事業）

V-2-1-1 意義

連合会による組合に対する本事業は、組合員等の利益を最大化するという組合の目的を最も効率的に発揮させるとの観点から、行われる必要がある。現在の組合は、組合間の規模の格差が広がっており、事業内容も均質でないことから、合併等の組織の指導や組合の事業の指導に当たっては、組合の個々の実情と系統組織全体の実情を考慮して行われる必要がある。

一方で、組合の法令等遵守態勢の整備、経営の健全性・効率性の確保のための指導は、すべての組合に共通する課題として取り組まれることが重要である。

平成30年改正法では、上意下達の「会員の監査及び指導」を対等な関係に基づく「会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」に改正し、「指導事業」の一環として行ってきた会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整を新たに事業として位置づけたところであるが、これは連合会の役割をより明確化し、より積極的に事業を推進できるようにすることを意図したものである。連合会が実施してきた従来の指導事業（監査事業を含む。）の内容を変えるものではない。

組合の規模や事業、法令等遵守態勢の整備等において組合間の格差が広がっている実態がある中で、組合の健全な経営を確保し、漁業者の所得向上を図るためには、全

IV-3 監督手法・対応

(1) ~ (5)

(新設)

(6) (略)

(7) (略)

V 連合会の監督上の評価項目

(略)

V-1 運営管理体制 (略)

V-2 事業実施体制

(略)

V-2-1 組合に対する指導事業

V-2-1-1 意義

連合会による組合に対する指導は、組合員等の利益を最大化するという組合の目的を最も効率的に発揮させるとの観点から、行われる必要がある。現在の組合は、組合間の規模の格差が広がっており、事業内容も均質でないことから、合併等の組織の指導や組合の事業の指導に当たっては、組合の個々の実情と系統組織全体の実情を考慮して行われる必要がある。

一方で、組合の法令等遵守態勢の整備、経営の健全性・効率性の確保のための指導は、すべての組合に共通する課題として取り組まれることが重要である。

このような、組合に対する指導の事業については、全国連合会と都道府県連合会が連携して指導の実をあげることが重要である。

国連合会と都道府県連合会が連携の上、個々の組合がおかれている経営環境や課題を踏まえた丁寧な対話により組合自らの主体的な取り組みを促すことが望ましい。

また、会員の意見代表や総合調整については、連合会の指導事業の一環として行ってきたものであるが、会員の自主的な取組を尊重しつつ、漁協系統内の意志統一及び相互調整が適切に図られるよう法律上の事業として位置付けたものである。

V-2-1-2 主な着眼点

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県連合会は、組合員の減少により法定解散のリスクが高まっている組合や事業収支段階で恒常的に損失を計上している組合に対し、他の組合との合併や事業譲渡、支所等の統廃合等を検討するよう指導しているか。

(4)・(5) (略)

(6) 都道府県連合会は、(1)～(5)の指導を行うのに必要な場合は、組合に対し、法第87条第1項第11号に基づく指導を行っているか。

(7)～(9) (略)

(10) 平成30年改正法では、全国連合会は漁協等に対しその管理する団体漁業権に係る漁場の利用に関する業務及び漁場の管理に関する業務の適正化を図るために必要な取組を行うことを求めることができる規定が設けられた(法第87条第9項)

本規定を踏まえ、全国連合会は漁場の利用の状況について本監督指針Ⅱ-3-6の「海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について」の着眼点に即した事業運営が行われていない場合に、適切な事例を提示するなど、改善のための助言等を実施しているか。また、助言等の内容を守秘義務の範囲内で必要に応じて都道府県の指導部局と共有しているか。

V-2-1-3 監督上の手法

ヒアリング結果により、V-2-1-2の着眼点からみて連合会の助言等の事業(指導事業)が適切に行われていないおそれがある場合及び傘下の組合に重大な経営上の課題が生じている場合には、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、連合会の助言等の事業(指導事業)の実施状況に関する事実認識、今後の取組方針及び当該取組を行うための体制についての報告を求めることとする。

V-2-2 組合に対する監査事業

V-2-2-1 意義

連合会はその事業として、会員の監査を行うことができるとされていたが、平成30年改正法により、信漁連及び一定規模以上の信用事業実施組合にかかる財務諸表監査が全国連合会から会計監査人に移行するため、その他の監査業務(特定組合に対す

V-2-1-2 主な着眼点

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(5) 都道府県連合会は、(1)～(4)の指導を行うのに必要な場合は、組合に対し、法第87条第1項第10号に基づく指導を行っているか。

(6)～(8) (略)

(新設)

V-2-1-3 監督上の手法

ヒアリング結果により、V-2-1-2の着眼点からみて連合会の指導事業が適切に行われていないおそれがある場合及び傘下の組合に重大な経営上の課題が生じている場合には、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、連合会の指導事業の実施状況に関する事実認識、今後の取組方針及び当該取組を行うための体制についての報告を求めることとする。

V-2-2 組合に対する監査事業

V-2-2-1 意義

る業務監査を念頭に置いた)は法第87条第1項第11号の会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業に包含され、監査事業として引き続き実施することとされた。また、全国連合会においては間接構成員である漁協についても助言等の事業を行うことができることとされ(同条第8項)、組合に対する監査事業についても引き続き実施することとされた。

連合会による組合に対する監査の意義は、一般的に組合が目的に沿って運営されているかを組合及び組合の役員から独立した立場で検証し、その結果を組合の役員に報告し、改善させることにあり、組合監査について専門的知識を有する水産業協同組合監査士(以下「監査士」という。)による質の高い監査が行われる必要がある。

また、監査によって把握された改善を要する事項については、組合理事のリーダーシップと責任により確実に是正されるよう指導することが重要である。

V-2-2-2 監督上の着眼点

全国連合会が行う監査事業を公正かつ的確に遂行するためには、監査を行う全国連合会が自ら監査業務に関する方針等を定め、それを実施することが前提となる。このため、監査業務の遂行に関し、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置が講じられているかとの観点から確認することとする。

- (1) 監査事業の実施に必要な監査士を置き、これを監査事業に従事させているか。
- (2) 監査責任者及び監査従事者に要求される能力及び適性を維持し更新するとともに、これらを高めるために必要となる教育・訓練制度が構築され実施されているか。
- (3) 監査士を選任・解任するための方針及び手続を定め、実施しているか。
- (4) 全国連合会は選任された監査士の氏名、所属、経験年数、研修の履修状況等を記載した名簿を整備し適切に管理しているか。
- (5) 監査計画の策定に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に即して監査

連合会による組合に対する監査の意義は、一般的に組合が目的に沿って運営されているかを組合及び組合の役員から独立した立場で検証し、その結果を組合の役員に報告し、改善させることにある。

また、法第41条の2に基づき全国連合会が行う監査(以下「決算監査」という。)の意義は、一定規模以上の組合について、組合が総会に提出する貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、事業報告等が、法令等や一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って作成されていることを、全国連合会に与えられた権限を行使して検証し、組員等に対してその適否について意見表明を行うことにある。

いずれの場合も、監査する連合会については、被監査組合からの独立性を確保しつつ、組合監査について専門的知識を有する水産業協同組合監査士(以下「監査士」という。)による質の高い監査が行われる必要がある。

また、監査によって把握された改善を要する事項については、連合会の指導部門により確実に是正されることが重要である。

V-2-2-2 監督上の着眼点

全国連合会が行う決算監査を公正かつ的確に遂行するためには、監査を行う全国連合会が自ら監査業務の品質管理に関する方針を定め、それを実施することが前提となる。このため、監査契約の締結、監査に従事する監査士の選任、監査の実施及びその審査等の監査業務の遂行に関し、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置が講じられているかとの観点から確認することとする。

なお、決算監査以外の監査についても、同様の措置が講じられていることが望ましい。

- (1) 全国連合会は、監査の独立性を確保するための措置を講じているか。
- (2) 全国連合会は、監査計画の策定から監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る各過程において、次の事項に関する方針及び手続からなる、品質管理システムを定めているか。
 - ・ 品質管理に関する責任
 - ・ 職業倫理及び独立性
 - ・ 監査契約の新規の締結及び更新
 - ・ 監査実施者の確保、教育・訓練、評価及び選任

計画が策定されているか。

(6) 間接構成員（漁協）に対する監査事業（適正化取組を含む。）について、都道府県の検査・指導部局や漁業調整部局との連携に努めているか。

・ 業務の実施

・ 品質管理システムの監視

(3) 監査部門において、統一的な品質管理の方針及び手続が適用されているか。

(4) 全国連合会は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者を明確にしているか。

(5) 監査業務を行うに際して、理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する行為の存在等重大な事実があることを発見した場合に、遅滞なく被監査組合の監事に報告する手続を定めているか。

(6) 職業倫理の遵守並びに独立性の保持に関する方針及び手続を定め、周知しているか。

(7) 監査の責任者（以下「監査責任者」という。）、監査責任者の指揮の下で監査に従事する者（以下「監査従事者」という。）及び監査報告の審査に従事する者（以下「審査従事者」という。）に対し被監査組合との独立性の確認書を提出させるなどして独立性の保持の方針及び手続を遵守していることを確認しているか。

(8) 全国連合会は監査責任者に対して監査規程で定める一定期間のローテーションを義務付ける方針及び手続を定め実施しているか。

(9) 監査責任者に対し、就職を制限する規定を定め、それを遵守しているか。

(10) 監査責任者及び監査従事者に要求される能力及び適性を維持し更新するとともに、これらが高めるために必要となる教育・訓練制度が構築され実施されているか。

(11) 監査士を選任・解任するための方針及び手続を定め、実施しているか。

(12) 全国連合会は選任された監査士の氏名、所属、経験年数、研修の履修状況等を記載した名簿を整備し適切に管理しているか。

(13) 全国連合会は、監査業務の質を合理的に確保できるように、監査に必要な技法及び情報として、監査マニュアル、ソフトウェア・ツール又はその他の標準化された定型文書及び組合の事業に関する資料等を利用し、蓄積することとされているか。

(14) 監査計画の策定に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に即して策定されているか。

(15) 組合ごとに実地監査に従事するチームの編成に至っては、組合のリスク評価の結果に応じて、監査責任者、監査従事者の実務経験、監査士の投入人日数、会計監査と業務監査の分担、公認会計士の契約の必要性等を検証して行っているか。

(16) 実地監査に当たり、判断が難しい重要な事項が生じた場合に、例えば、会計、税務、法律等に関して、専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続が定められ遵守されているか。

(17) 監査に当たっては、実施した監査手続、その実施時期及び範囲、監査手続を実

V-2-2-3 監督上の手法
(略)

VI 連合会の監督の事務処理上の留意点
(削除)
(削除)

- 施した結果及び入手した監査証拠、到達した結論等について記載した調書（以下「監査調書」という。）を作成しているか。
- (18) 監査業務に係る審査に関する手続に従い、組合の状況に応じた審査が行われているか。
- (19) 審査従事者の中に、当該監査に関与していない公認会計士が含まれているか。
- (20) 監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するため、監査調書の管理に関する方針及び手続を定め遵守しているか。
- (21) 監査調書の保存に関する方針及び手続を定め遵守しているか。
- (22) 品質管理システムに関する日常的監視及び定期的な検証に関する方針及び手続を定め遵守しているか。
- (23) 組合の指導を行う全国連合会の指導部門、都道府県漁連等及び農林中央金庫への監査結果の開示に関する手続を定め、これに即し適時に開示しているか。

V-2-2-3 監督上の手法
(略)

VI 連合会の監督の事務処理上の留意点

VI-1 監査規程の認可

VI-1-1 申請書類

法第87条の2第1項の規定に基づく監査規程の設定、変更又は廃止の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めるものとする。

(1) 設定認可申請書類

- ① 監査規程認可申請書（様式については、別紙様式12を参照。）
- ② 理由書
- ③ 監査規程
- ④ 総会（総代会）の議事録

(2) 変更認可申請書類

- ① 監査規程変更認可申請書（様式については、別紙様式13を参照。）
- ② 理由書
- ③ 監査規程新旧対照表
- ④ 監査規程全文（現行のもの）
- ⑤ 総会（総代会）の議事録

(3) 廃止認可申請書類

- ① 監査規程廃止認可申請書（様式については、別紙様式14を参照。）

(削除)

VI-1-1 留意事項

- (1) 監査事業の一層の充実強化を図るため、監査士の育成に努めるよう指導するものとする。
- (2) 監査事業の適正な実施を確保するため、監査士及び監査事業担当部門は、経済事業担当部門から独立した機構とする必要がある。
- (3) (略)

VI-2 監査実施計画に対する意見

- (1) (略)
- (2) 全国連合会の監査については、年間の実施計画において、監査事業全体の実効性・有効性の確保を図るよう指導するものとする。

VII 行政指導等を行う際の留意点等 (略)

別添1・2 (略)

別添3 標準処理期間

法に基づく農林水産大臣の処分(信用事業、共済事業を除く。)に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
・ 法第11条の3第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の認可(変	30日

② 理由書

③ 総会(総代会)の議事録

VI-1-2 審査の着眼点(審査要領)

- (1) 「漁業協同組合連合会等の監査規程例について」(昭和58年12月9日付け58水漁第4624号水産庁長官通知)により監査規程例が定められているので、設定認可申請又は変更認可申請のあった内容が監査規程例と同じ場合は速やかに認可するものとする。
監査規程例と異なる内容の変更認可申請がなされた場合においては、当該連合会の実情に照らしやむを得ないと認められる理由がある場合に限り認可するものとする。
- (2) 廃止の認可申請があった場合は、傘下の組合の経営指導に与える影響と合わせて検討し、全く影響がないと認める場合に限り認可するものとする。

VI-1-3 留意事項

- (1) 監査事業の一層の充実強化を図るため、水産業協同組合監査士の育成に努めるよう指導するものとする。
- (2) 監査事業の適正な実施を確保するため、水産業協同組合監査士及び監査事業担当部門は、経済事業担当部門から独立した機構とする必要がある。
- (3) (略)

VI-2 監査実施計画に対する意見

- (1) (略)
- (2) 全国連合会の監査については、財務諸表等監査実施計画を含めた年間の実施計画において、監査事業全体の実効性・有効性の確保を図るよう指導するものとする。

VII 行政指導等を行う際の留意点等 (略)

別添1・2 (略)

別添3 標準処理期間

法に基づく農林水産大臣の処分(信用事業、共済事業を除く。)に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
・ 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の認可(変	30日

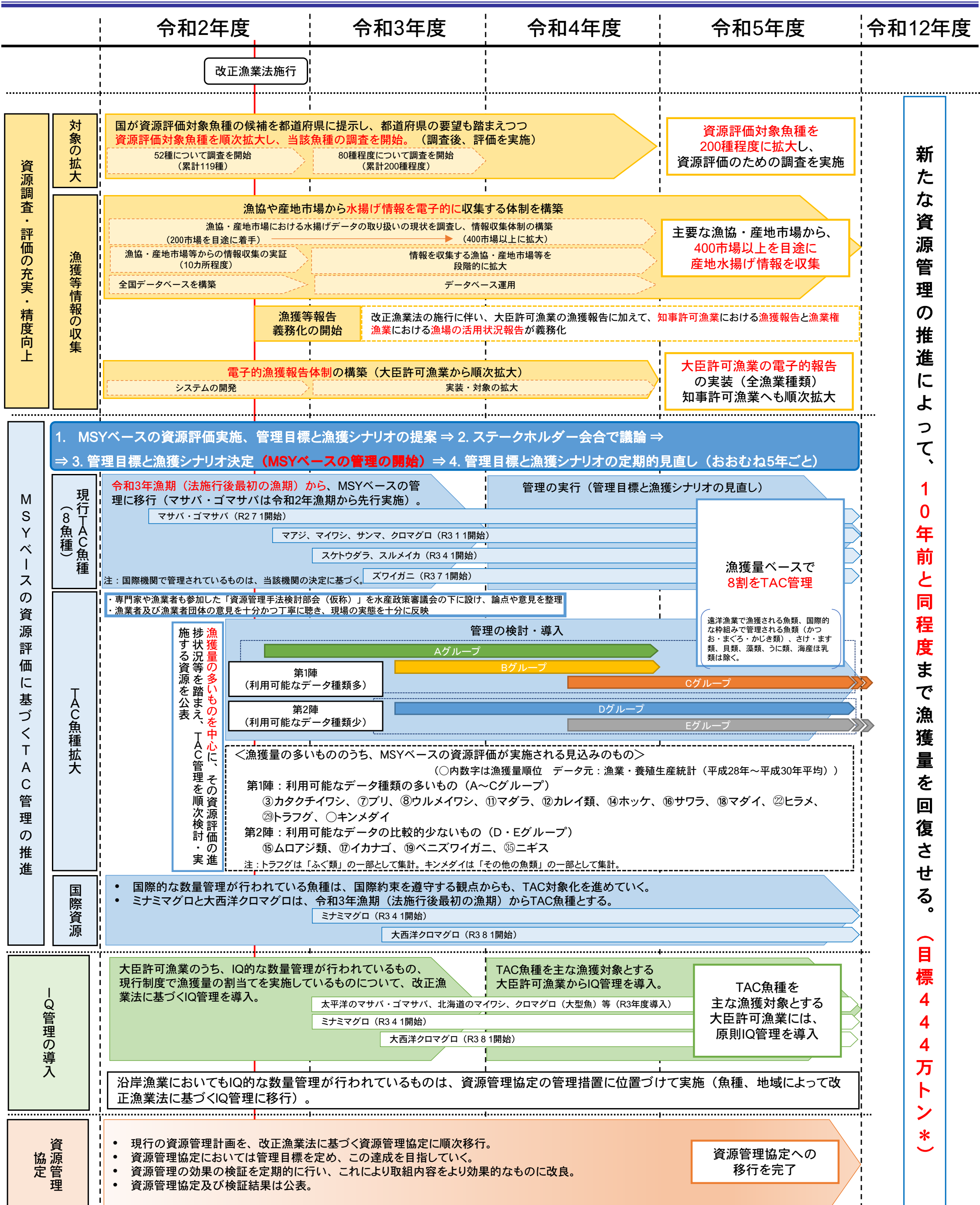
<p>更の認可を含む。) (削除)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第48条第2項（法第92条第3項、法第96条第3項及び法第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定による定款変更の認可 ・ 法第63条（法第92条第4項、法第96条第4項及び法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可 ・ 法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の決議の認可 ・ 法第69条第2項（法第92条第5項、法第96条第5項、法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の合併の認可 ・ 法第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による漁連等の解散の決議の認可 ・ 法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による漁連等の権利義務の包括承継の認可 	<p>60日</p>

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。
[附表] (略)

<p>更の認可を含む。) ・ <u>法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合も含む。）の規定による漁連等の監査規程の認可（変更又は廃止の認可を含む。）</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第48条第2項（法第92条第3項、法第96条第3項及び法第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定による定款変更の認可 ・ 法第63条（法第92条第4項、法第96条第4項及び法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可 ・ 法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の議決の認可 ・ 法第69条第2項（法第92条第5項、法第96条第5項、法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の合併の認可 ・ 法第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による漁連等の解散の議決の認可 ・ 法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による漁連等の権利義務の包括承継の認可 	<p>60日</p>

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。
[附表] (略)

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン*)

新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

*農林水産部(第28回)「農林水産政策改革の進捗状況」

(案)

2水管第〇〇〇号

令和2年〇月〇日

都道府県水産主務部長 殿

水産庁漁政部企画課長

資源管理部管理調整課長

「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートの判断の根拠となる指標及び証票類等について

第197回国会において成立した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）に規定される海面利用に関する制度については、当該制度が適切に運用されるよう、先般、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）を制定したところである。今般、ガイドライン別紙1から別紙3までのチェックシートの判断の根拠となる指標と証票類等の例を別添のとおり示したので、適正な業務の執行の参考とされたい。

【問合せ先】

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室

電話：03-3502-8111（内線：6701）

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年 月 日：〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名：

Table with 5 columns: チェック項目, 合理的理由の有無(注4), 該当する場合に「√」, 判断の根拠(注5), 判断の根拠となる指標の例, 判断の根拠となる証書類等の例. Rows include 1 資源管理の状況等の報告, 2 適切判断基準, 3 有効判断基準, 4 評価.

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
(注1) 都道府県としては、日頃から漁場の利用状況を把握・確認すべきであるとされており、海区漁場計画の策定時において、漁業権者の前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等を改めて確認する必要がある。把握・確認をしていない場合、法第176条に基づき漁業権者に対し報告徴収を行うなどの措置を講じ把握・確認を行うこと。
(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気がけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年 月 日：〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名：

Table with 5 columns: チェック項目, 合理的理由の有無(注4), 該当する場合に「√」, 判断の根拠(注5), 判断の根拠となる指標の例, 判断の根拠となる証書類等の例. Rows include 1 資源管理の状況等の報告, 2 適切判断基準, 3 有効判断基準, 4 評価.

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正されるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。
(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年 月 日：〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名：

Table with 6 columns: チェック項目, 合理的理由の有無(注4), 該当する場合に「✓」, 判断の根拠(注5), 判断の根拠となる指標の例, 判断の根拠となる証票類等の例. Rows include sections 1 (Resource Management), 2 (Criteria 1), 3 (Criteria 2), and 4 (Evaluation).

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
※ チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。
1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。
(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。
(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病氣やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証票類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証票類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

5 指導の状況 (指導の日 〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名 〇〇課 〇〇 〇〇)
Table with 2 columns: 指導の内容, 改善状況, 評価・理由. Includes example text for each row.

6 勧告の状況 (勧告の日 〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名 〇〇課 〇〇 〇〇)
Table with 2 columns: 勧告の内容, 改善状況, 評価・理由. Includes example text for each row.